

令和2年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和2年3月3日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	—————	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 1人

1 番	唐 澤 一 代
-----	---------

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋谷 好 人
参 事 兼 総 務 課 長	小 田 隆	—————	—————
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	定 住 少 子 化 担 当 課 長	佐 藤 浩 一
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	川 本 博 孝
町 民 課 長	工 藤 義 孝	税 務 課 長	早 野 政 弘
参 事 兼 観 光 経 済 課 長	石 井 久	環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦
ま ち づ く り 課 長	高 橋 英 雄	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	加 藤 久 美 子
---------	-------	-----	-----------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の所信表明
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。新型コロナウイルスによる感染が日本全国に広がっており、お亡くなりになられた方や、罹患された方には、衷心よりお悔やみ、またお見舞いを申し上げます。松田町も対岸の火事ではありません。松田町議会として、この定例会では、感染予防対策のため、傍聴者の方にマスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしたところです。議員並びに町長以下職員も、マスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、発言の際はマスクを外して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の所信表明、議案に対する説明などは、今まで以上に的確かつわかりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。

さて、去る2月25日、松田町告示第4号により、令和2年第1回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は「当日配付書類一覧表」のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

なお、神奈川新聞より写真撮影、議会事務局から録音の申し出があり、許可

をいたしておりますので、御承知おきをお願いします。

報告いたします。唐澤一代議員におかれましては、体調不良のため、本定例会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第1回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。7番 南雲まさ子君、8番 中野博君の両名をお願いします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る2月27日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和2年第1回議会定例会の招集に当たり、去る2月27日午前9時より、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日3月3日から3月13日までの11日間といたします。本会議は3月3日、4日、5日、6日、及び13日の5日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の3月3日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第5「一般質問」受付番号第6号、南雲まさ子議員までを行います。

本会議2日目の4日は、一般質問の残り、受付番号7号の井上から、受付番号10号、中野博議員までを行います。一般質問終了後に、大会議室において議会全員協議会を開催します。内容は財政推計、公会計財務諸表などの説明をしていただきます。

本会議3日目の5日は、日程第6「承認第1号専決処分の承認を求めること

について（令和元年度松田町一般会計補正予算（第7号））」から、日程第21「議案第14号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」までの審議を行います。

「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度松田町一般会計補正予算（第7号））」ですが、台風19号の影響による町道被害において、国の法令に基づく災害査定が終了し、速やかな復旧のため急施を要するため、所要の予算を専決処分したため承認を求めるものです。これについては即決をお願いいたします。

12月定例会で付託された総務文教常任委員会で審査しました「議案第39号松田町町営住宅基金条例」は、委員会報告を行い、質疑・討論・採決を行います。

「議案第1号松田町印鑑条例の一部を改正する条例」は、もととなる事務処理要領の一部改正に伴う改正ですので、即決をお願いします。

「議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例」と「議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」は、地方自治法、地方公務員法などの改正によるものですが、12月定例会で事件撤回された「議案第41号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」が委員会付託されていたことから、説明の後質疑を行い、総務文教常任委員会に付託します。

「議案第4号松田町福田奨学基金条例の一部を改正する条例」は、基金の対象を中学生まで広げる一部改正です。即決をお願いをします。

「議案第5号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、上位法の改正に伴う一部改正です。即決をお願いします。

「議案第6号松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、土佐原地域集会施設が完成し、条例に位置づけるための一部改正です。即決をお願いをします。

「議案第7号松田町外二ヶ町組合同規約の変更について」は、第二東海自動車道の建設事業により、組合所有地が追加買収されたことによる組合同規約の変更です。地方自治法第286条の規定により、組合同規約の変更には関連自治体の協議が必要であるため提案されたものですので、即決をお願いします。

「議案第8号令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）」は、補正予算

ではありますが、E S C O事業の繰越明許費や学校 I C T教育に関する経費は高額であり、国庫補助事業でもありますので、説明の後質疑を行い、総務文教常任委員会に付託します。

「議案第9号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から「議案第14号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」までは、補正予算ですので、即決でお願いします。

終了後、委員長から申し出があった町民文化センターE S C O事業調査特別委員会を開催し審査を行ってください。

本会議4日目の6日は、議案第15号令和2年度松田町一般会計予算の提案説明と細部説明を行い、説明が終わり次第質疑までを行います。その後、予算審査特別委員会を設置し付託しますので、詳細質問は特別委員会をお願いします。また、議長におかれましては、オブザーバーとして特別委員会へ出席していただきます。本会議終了後は、委員長から申し出があった産業厚生常任委員会を開催し、12月議会で付託された「議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」の審査をお願いします。

9日の午前中は、総務文教常任委員会に付託とします「議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例」と「議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」の審査をお願いします。なお、委員会には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いします。午後は、工事予定箇所の現地視察を実施します。

10日は午前9時から一日かけて、大会議室において「令和2年度松田町一般会計予算審査特別委員会」を開催します。関係者の出席をお願いします。

11日は、午前は松田中学校卒業式のため休会とし、午後は委員長から申し出があった町民文化センターE S C O事業調査特別委員会を開催し、審査を行ってください。

12日は、総務文教常任委員会は付託された「議案第8号令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）」の審査、産業厚生常任委員会は委員会活動とし、また、両委員会に付託された議案の審査の予備日とします。なお、委員会には必要に応じて職員をお呼びすることもありますので、待機をお願いします。

本会議 5 日目の13日は、日程第 9 「議案第 2 号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例」、日程第10 「議案第 3 号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」、日程第15 「議案第 8 号令和元年度松田町一般会計補正予算（第 8 号）」について総務文教常任委員会委員長、日程第22 「議案第15号令和 2 年度松田町一般会計予算」について一般会計予算審査特別委員会委員長からの報告の後、質疑・討論・採決を行います。その後、日程第23 「議案第16号令和 2 年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第30 「議案第23号令和 2 年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」までの 8 特別会計の新年度予算の審議をします。全て即決でお願いをします。

次に、12月定例会で付託され、産業厚生常任委員会で審査をしました「議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」は、委員会報告を行い、質疑・討論・採決を行います。

休憩中に議会全員協議会を開催します。内容は「松田町名誉町民の推挙について」と、人事案件 2 件、その他の協議事項について説明をしていただきます。

議会全員協議会終了後、本会議を開催します。

まず日程第32 「議案第24号松田町名誉町民の推挙について」は即決でお願いをします。

日程第33 「同意第 1 号教育委員会委員の任命について」 日程第34 「同意第 2 号副町長の選任について」は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し即決でお願いをします。

日程第35 「選挙第 1 号選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」及び日程第36 「選挙第 2 号松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙について」は、選挙方法に基づいて行ってください。

日程第37 「町民文化センター E S C O 事業調査特別委員会報告」は、委員長からの報告をお願いします。

引き続き、各種委員会委員等の諸般報告と、委員会閉会中の継続審査申出書までを行い、閉会とします。

なお、本会議は定例会でございますので、会期中にこのほか追加議案が提案された場合は審議をお願いいたします。また、陳情につきましても 2 件の提出

があり、机上配付となりましたのでごらんください。

以上で議会運営委員会の報告を終わりますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員の方がおられますので、補足説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和2年第1回松田町議会定例会の会期は、本日3月3日から3月13日までの11日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の所信表明」に入ります。

町 長 皆さん、おはようございます。本日から11日間の議会定例会、何とぞよろしくお願いを申し上げます。春の風を感じるようになってきましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、さまざまな各種イベントが中止になっているきょうこのごろでございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、去る2月25日に、令和2年第1回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、多数の御出席を賜り、ここに本定例会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。本来ですと、12月議会定例会後の行政報告の一端を申し上げるところでございますが、議長の御指示をいただきましたので、今回につきましては諸般の理由により割愛させていただきます。なお、後日書面にて皆さん方に配付をさせていただきたいというふうに考えておりますので、その旨御承知願います。

議会に先立ち、貴重なお時間を拝借いたしまして、令和2年度予算案を御審議いただくに当たり、所信の一端を述べさせていただきところでございますが、その前にまず、定例会に提案させていただいております条例案、補正予算案等の概要について御説明を申し上げます。提出議案につきましては、承認案件1件、条例の一部改正する条例6件、規約の変更1件、補正予算7件、新年度予

算9件でございます。また、名誉町民の推挙について1件と、同意を願う案件2件につきましては、準備が整い次第提出をさせていただきます。なお、この概要につきましても、先ほどと同様になります。提出議案をもって割愛させていただくことを御承知くださいますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和2年の初めての議会開催に当たり、町政運営に対する所信を述べ、議会の皆様並びに町民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。議案とともにお届けをいたしました、令和2年第1回定例議会所信表明に基づき、令和2年度当初予算案の概要を申し上げるとともに、当初の町政に対する取り組みなどについて、所信の一端を述べさせていただくわけでございますが、新規事業と重要事項などの概要のみとさせていただくことを御了承願いたいと存じます。

それでは、お手元に配付させていただいているとおり、令和2年度第1回定例会所信表明を述べさせていただきます。令和2年度当初予算案につきまして、初めに町民や議会、地域との協働・連携協力による持続可能なまちづくりを実現するため、松田町自治基本条例に基づき、常に町民の皆様と同じ目線に立ち、町民のための町政運営を前進させてまいりました。地方創生関連施策を初め、定住促進施策や交流・関係人口施策、防災施策、並びに高齢者や子育て世帯への支援など、議会議員の皆様、町民の皆様にも多大な御支援、御協力をいただき、地域の活力や町民福祉の増進に資する施策を展開できたことに、この場をお借りいたしまして、改めて感謝申し上げます。

さて、当町の人口動向を見ますと、平成25年に人口問題研究所が示された2040年の人口推移によると、約7,000人となり、消滅可能性都市と名指されたことは記憶に新しいことと存じます。それ以来、消滅可能都市にならないために、厳しい財政状況の中、松田町が自立し、自走することを目指し、これまで手つかずのまま、また町単独経費により何とかしのいできた状況を打破するため、知恵を凝らし、工夫を重ね、国・県の補助金を積極的に獲得し、さまざまな事業を行ってきたことで、5年経過した平成30年の推計では約300人ふえ、約7,300人となると示され、人口減少傾向は緩やかになってきましたが、まだ

まだ気を抜くことなく、主体的に行動していかなければならない状況でもございます。そのような中、さらなる進化を目指し、令和元年度よりスタートした第6次総合計画基本構想の将来像「いのち育み 未来へつなぐ 進化つづける故郷」の実現に向け、私は町民の皆様が笑顔あふれる幸せのまち松田として、誇りと愛着を持ち続けられるよう、持続可能な開発目標・SDGsの理念を踏まえて、さらなる成長と発展に取り組んでまいり所存であります。

それでは、令和2年度当初予算案の概要を御説明申し上げます。一般会計並びに全会計ともに、過去最大規模の予算となっております。

初めに、令和2年度松田町の一般会計予算については50億7,000万円、前年度対比1億9,000万円の増、率にして3.9%の増となっております。主な増額要因は、松田小学校整備事業によるものでございます。国民健康保険事業など7特別会計の総額は30億9,574万円で、461万円の減、率にして0.1%の減となっております。企業会計の上水道事業会計については2億14万円で、373万円の減、率にして1.8%の減となっております。全会計の令和2年度予算総額は83億6,587万円で、前年度比1億8,165万円の増、率にして2.2%の増となり、全会計においても過去最大規模の予算となっております。

続いて、「予算編成の基本的な考え方」でございますが、地方自治体の財政状況は、福祉や子育て関連による扶助費の伸びや、公共施設等の老朽化による維持費等の増大など、行財政運営は厳しい環境にあります。本町においても同様な財政環境がありますが、国や県の施策に呼応することで財源を呼び込み、対応を図っている状況にあります。こうした課題等を乗り越えていくための鍵となるのが、世界の潮流でもある「持続可能な開発目標・SDGs」であります。令和元年度にスタートした「第6次総合計画」や、令和2年度にスタートする「総合戦略」においても、いち早くその理念を導入し、あらゆる課題に対し解決に向けて取り組んでおります。

また、「地方創生事業」についても、町の課題を解決するため、国の支援事業と結びつけながら補助金などの財源確保に積極的に取り組んでまいりました。今後当面の間、町政運営の根幹となる自主財源の確保等について、人口減少に伴う町税収入等の減少を抑制するためにも、引き続き人口減少抑制策に取り組

みます。

町が所有する土地等については、最も有効で有益な活用方法による対応を図るとともに、市街化区域等の空き地や未利用地について、住宅地等への誘導を進めるため、官民連携による新たな手法、アイデアを積極的に取り入れ、「稼げるまちづくり」を目指しつつ、並行して将来を見据え、女性活躍社会の実現、子育てや教育環境の充実を図るため、松田小学校整備事業の推進や、人口減少を抑制するべく、町の魅力の向上のために、新松田駅周辺整備事業などを着実に進めることで、定住人口減少の抑制により、安定的な税収等の確保や、にぎわい、雇用の創出などにつながる事業を推進し、未来を担う子供たちの成長や、高齢者福祉の充実、「生きがい」、「居場所づくり」を図り、持続発展的で魅力あるまちづくりの礎を築けるよう、多世代が融合した「オール松田」で、さらなる成長と発展に取り組んでいくための予算といたしました。

それでは、一般会計における歳入歳出について、特色のあるものを中心に御説明させていただきます。申し上げます。

初めに歳入になりますが、町税については15億2,712万円、前年度対比1,035万円の減、率にして0.7%の減となっております。

まず、固定資産税につきましては、償却資産の増収、軽自動車税については、令和元年10月1日から、燃費性能に応じて新たに課税される「環境性能割」が導入されたことや、軽自動車税の買いかえなどによる種別割の増収を見込んでおりますが、個人住民税所得割では、課税対象者の減少などを見込んだことや、法人町民税法人税割では、税率が9.7%から6%に引き下げられたことによる町民税の減収と、土地の下落による固定資産税の減収を見込み、全体としては町税は微減となっております。

地方交付税につきましては、令和元年10月から消費税増税に伴う社会保障の充実や経済対策など、特に全世代型社会保障制度の構築に向け、幼児教育・保育の無償化や、予防・健康づくりの取り組みなどを踏まえて、令和2年度の地方財政計画に基づき9億7,500万を計上し、前年度対比7,700万円の増額となっております。

国庫支出金につきましては6億4,478万円で、前年度対比5,379万円、9.1%

の増となっております。地方創生推進交付金や、社会資本整備総合交付金、障害者福祉国庫負担金などを計上しております。

県支出金につきましては3億805万円で、前年度対比458万円、1.5%の減となっております。主なものは、自治基盤強化総合補助金として、地方創生事業の女性の創業支援や、水源環境保全・再生施策市町村交付金、地籍調査費補助金などによるものでございます。

寄附金につきましては1億円を計上し、前年度より1,500万円の減となっております。これはふるさと納税によるものでございますが、引き続き国の動向を注視し、観光PRの推進や顧客の拡大、または返礼品の品目をふやすなど、寄附額の積極的な受け入れを図ってまいります。

次に、繰入金については、本年は財政調整基金からの取り崩しを行うことなく財政運営を行い、松田小学校整備事業経費に充てる分は、教育施設整備基金からの繰入金として、総額8,152万円を計上しています。

町債については7億1,970万円で、1億3,161万円の増、率にして22.4%の増となっております。令和2年度で予定している町債につきましては、松田小学校整備事業や、新松田駅南口駅前広場整備事業、防災行政無線デジタル化事業、通常の道路整備事業となります。

臨時財政対策債につきましては、地方財政計画に基づき1億7,000万円を計上し、前年度対比1,000万円の減、率にして5.6%の減となり、昨年引き続き国が示す地方財政計画において、6年連続にて減少しております。

続きまして歳出でございます。主な施策等について、予算科目順に御説明申し上げます。

初めに議会費です。予算額8,569万円で、前年度対比4万円の減となっております。

総務費7億9,402万円で、前年度対比5,958万円、7%の減となっております。

まず、地方創生推進事業は、2事業を計上しております。1つ目の県西地域活性化プロジェクト推進事業は1,449万円、松田町を含む県西地域2市8町及び神奈川県と連携して、未病改善をキーワードに地域活性化を推進する事業となっております。2つ目に、女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業と

いたしまして、1,168万円を計上し、女性が輝き活躍していくまちづくりの実現に向け、地域や団体、NPO法人など、起業・創業に向けた支援に取り組む経費であります。特に、地域団体と連携して町の資源を活用したイベントなどを開催し、女性起業家の育成支援を絡めた関係人口の確保・増加につなげてまいります。

重点事業の定住少子化対策支援事業、及び移住交流推進事業は、新規事業といたしまして、空き家・空き地等対策促進事業に300万円、新婚世帯の新生活に対する補助事業として90万円を計上しております。

続きまして、民生費につきましては、予算額13億4,275万円、前年度対比3,831万円の増、率にして2.9%の増となっております。主な増額理由は、障害福祉サービス等給付費や、介護保険事業特別会計の繰出金の増額によるものでございます。高齢者や障害者のための基本的な施策はもちろん継続するほか、中学校修了までの小児医療費助成事業や、定住化対策の一環として、ひとり親家庭等医療費助成事業、子育て支援センター・ファミリーサポート事業、学童保育運営事業などを継続してまいります。

次に、衛生費については、予算額3億1,982万円で、前年度対比1,036万円の減、率にして3.1%の減となっております。主な減額理由は、令和元年度に完成し、供用開始となりました小田原市斎場事務負担金の減によるものでございます。

継続事業の感染症予防事業については、30年度よりスタートした小・中学生へのインフルエンザワクチンの任意接種の費用の一部を助成する事業などを含め、3,389万円を計上しております。この衛生費についても、定住化促進事業といたしまして、健康診査や健康づくり事業などに引き続き取り組んでまいります。

拡充事業では、再生可能エネルギーの利用等の促進事業として、新規に災害時に非常用電源として活用いただけることを条件に、電気自動車等の購入費補助事業を新設し、電気自動車の導入促進及び災害の備えの強化につなげるため予算を計上し、継続事業として住宅用太陽光発電システム並びに家庭用燃料電池システム等の導入補助など200万円を計上しております。

継続事業の合併処理浄化槽整備促進事業につきましては、宅内配管整備費の補助を新たに追加し、全体として1,944万円を計上しております。

次に、農林水産業費については、予算額9,477万円で、前年度対比420万円、率にして4.6%の増となっております。県事業の里地・里山制度を利用する地域の拡充に伴う経費183万円、寄ロウバイまつり等を開催し、寄地区に観光客を迎え入れ、交流人口を増加させるための寄自然休養村の管理に要する経費1,201万円、かながわ水源環境保全・再生実行5カ年計画に基づき、地域水源林として位置づけた地域の私有林等の整備事業に749万円を計上しております。

続きまして商工費については、予算額1億5,204万円で、前年度対比1,021万円の増、率にして7.2%の増となっております。主な増額理由は、重点事業の公園管理事務経費で、川音川パークゴルフ場の18ホール化のため、9ホールの増設経費を新規に計上しております。多世代が交流し、健康増進を目的に楽しめる施設として整備するものでございます。

商工振興商品券発行事業ほか、商工振興対策事業につきましては1,095万円を計上しております。

続いて土木費については、予算額4億7,901万円で、前年度対比2億8,332万円の減、率にして37.2%の大幅な減となっております。主な減額の要因は、松田小学校への進入路部分でもあります町道3号線改良事業等の進捗に伴う減額となります。

住環境などの基盤整備は、定住促進を進めるため不可欠なものであり、その対策としまして町道並びに幅員の狭い生活道路に対する道路補修事業1,680万円を計上しております。

道路新設改良整備につきましては、松田庶子線道路用地測量委託や、町道寄15号線などの整備ほか、4,748万円を計上しております。安心・安全な環境整備並びに住宅地等の誘導促進として道路整備を推進してまいります。

重点事業の新松田駅周辺整備推進事業については、新松田駅周辺地域整備促進支援業務や、新松田駅南口駅前広場整備事業には1億5,536万円の予算を計上し、新松田駅周辺整備基金への積立金3,000万円を計上しております。

住宅整備事業、建設経費については、PFI手法で整備した町屋住宅と籠場

住宅の将来の大規模修繕に伴う基金への積立金500万円と、ここの住宅整備に伴う割賦分の経費など1,094万円を計上しております。

次に消防費については、予算額3億4,543万円で、前年度対比2,685万円の減、率にして7.2%の減となっております。主な事業といたしましては、防災行政無線デジタル化に向けて、3カ年計画の3年目として、防災無線管理事業に1億3,377万円を計上しております。

防災資機材等整備事業については、防災倉庫備蓄品や、災害時非常食購入費など396万円を計上し、地域の安全と安心を守るために活動している消防団員の組織の維持、及び団の活動や運営に伴う消防団運営事業経費や、第6分団詰所の建設に伴う設計費用として180万円を計上しております。

続いて、教育費については10億4,745万円で、前年度対比4億7,401万円の増、率にして82.7%の増となっております。主な増額の要因は、重点事業の木の学校づくり先導事業でもあります松田小学校整備事業に要する経費として、新築工事等における予算と教育整備基金積立金ほか含めて6億91万円を計上しております。

新規事業の放課後子ども教室事業については、放課後に学校の教室を活用し、地域と学校が連携協力して学習支援や交流活動の機会を提供する事業として、175万円を計上しております。

小・中学校が土曜日など休日に、地域の方の協力により、さまざまな学習プログラムを実施するための経費、土曜日の教育活動支援事業費220万を計上しております。

重点事業の学校ICT推進事業につきましては、2,424万円を計上しております。小学校5年生から中学3年生までの全ての児童・生徒にタブレットが配備されておりますので、タブレットの更新費用や、授業等を効果的にサポートするため支援員の派遣にかかる費用などであります。

この教育費の中についても、若い世代の定住化促進事業があり、給食費保護者負担軽減措置事業として700万円、学校警備員配置事業779万円、社会教育推進事業については、町内の小学生が所属しているスポーツや文化団体を対象に、スーパーキッズ育成団体助成金や、中高生を対象に文化・芸術・スポーツなど、

各分野においてトップランナーとして活躍することが期待される生徒に、さらなる成長や技術向上のための財政支援として、未来トップランナー育成・応援助成事業を継続し、この2つの事業を合わせて110万円を計上しております。

続きまして、公債費については3億7,203万円、前年度対比2,993万円、率にして8.7%増となっております。

予備費については3,700万円を計上しております。

以上が一般会計における令和2年度当初予算案のあらましとなります。

続きまして、特別会計・企業会計について御説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計であります。予算額13億5,238万円で、前年度対比3,260万円、率にして2.4%の減となっております。主な減額の要因は、被保険者の減少などによる保険給付費及び保険税収入の減によるものでございます。

平成30年度から国民健康保険制度の広域化により、都道府県が財政運営の責任主体となって3年目に入ります。令和3年度の国民健康保険税の資産割廃止に向け、経過措置を始めています。当町では、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担ってまいります。当町の国民健康保険は、被保険者の減少や高齢化、さらに軽減税率の拡充、また税率改正などから、保険税収入は前年度対比2.3%の減となっております。

国民健康保険事業給付金については、国民健康保険制度の広域化の制度設計時の激変緩和が引き続き図られることとなっております。制度改革の影響を鑑みながら、事業遂行、医療費の適正化に取り組んでまいります。また、引き続き、保険者努力支援制度による交付金の財源確保をもとに、管理栄養士を配置し、生活習慣病の重度化予防に傾注してまいります。

保健事業の地域包括ケアシステム推進事業については、健康の見える化事業に引き続き取り組んでまいります。

次に、国民健康保険診療所事業特別会計については、予算額7,121万円、前年度対比390万円の減となっております。国民健康保険診療所は、地域の皆様から信頼され、身近で安心な診療が受けられる医療機関として重要な役割を担

っています。引き続き、専門の医師と県立足柄上病院の医師等で診療を行い、町民の皆様の健康と地域医療の向上に取り組んでまいります。

上水道事業会計については、予算額2億14万円で、前年度対比373万円、率にして1.8%の減となっております。水道使用料収入につきましては、節水志向による使用水量の減少により、6.6%の減となっております。資本的支出につきましては、宮下水源水害対策工事設計委託や、新企業会計システム・料金システム導入事業を予定しております。引き続き安全でおいしい水の供給と、非常時に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、寄簡易水道事業特別会計については、予算額4,231万円で、前年度対比1,360万円、率にして2.4%の減となっております。減額の主な理由は、投資的な配水管布設替え工事の進捗に伴うものです。歳入につきましては、水道使用量収入が前年度対比0.1%の減となりますが、歳出につきましては、住民の皆様が安心して暮らせるよう安定した供給を行ってまいります。

下水道事業特別会計につきましては、予算額2億7,285万円となり、前年度対比3,971万円、率にして12.7%の減となっております。主な減額の理由は、下水道台帳整備や、経営戦略策定委託業務が終了したことによるものでございます。快適な暮らしを営むための生活環境の向上と、河川環境の保全に向け、計画的に下水道の整備並びに維持管理に取り組んでまいります。

歳入のうち、一般会計からの繰入金9,480万円は、町債の償還に充てております。歳出の大きな割合を占めている元利償還金につきましては、24年度の町債の借り換えにより歳出を抑制し、また平成29年度料金改定を実施したことにより、一般会計からの繰入金の依存割合を削減させました。今後も収支バランスを勘案し、健全な運営に向けて、議員の皆様方の御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、介護保険事業特別会計については、予算額11億4,713万円となり、前年度対比7,084万円、率にして6.6%の増となっております。介護保険事業につきましては、令和2年度第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年度となり、同時に次期計画を策定してまいります。この計画では、高齢者を主体として住み慣れた地域で生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進を

重点目標とし、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、持続可能性を確保することに配慮し、適正なサービス提供をすることを目標としております。

次に、用地取得特別会計については、予算額2,188万円となり、前年度対比5万円の減となっております。平成23年度に取得した河内地区の旧家畜保健所跡地、平成27年度に取得した旧松田土木事務所跡地の起債に対する元利償還金を計上しております。

最後に、後期高齢者医療特別会計については、予算額1億8,798万円で、前年度対比1,441万円の増となっております。後期高齢者医療関係では、この特別会計のほか、一般会計から後期高齢者医療広域連合へ直接支出する広域連合事務負担金として696万円と、法定の市町村定率負担金1億2,165万円を計上しております。

以上が令和2年度当初予算案と、当面の町政運営についての私からの所信の一端を終わらせていただきます。

議 長 町長の所信表明を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和元年第4回議会定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

議 長 暫時休憩します。休憩中に議会全員協議会を開催しますので、大会議室にお集まりください。議会終了後に再開いたします。資料が飛ばないように注意して、窓を開け、換気をしてください。(9時53分)

議 長 休憩を解いて再開します。(10時35分)

一般質問に入る前にお諮りいたします。新型コロナウイルス感染予防のため、また、職員が感染した場合の行政の停滞、町民の不安感の増大など影響を考慮して、町長から委任を受けた課長職の出席については、一般質問に対する答弁、

議案の説明、質疑に対する答弁に支障がない範囲で、必要な人員としたいと思
います。そのように取り計らって異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

次に、本定例会でも一般質問の試験録画をしたいと思います。そのように取
り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承いただけましたので、本定例会での一般質問の
試験録画をいたします。なお、放映に向けて質問終了後、次の質問者の番にな
るときに、一、二分程度インターバルをとりますので御承知おきください。事
務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号の唐澤一代君の一般質問です
が、体調不良により欠席しておりますので、一般質問は行いません。

次に、受付番号第2号 寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺 嶋 それでは、一般質問を行わせていただきます。今回の第1回定例会も、質問
がたまたま今回も1番になりましたので、よろしく願います。受付番号第
2号、質問11番 寺嶋正。件名は木質バイオマスエネルギー導入事業について。

要旨。(1) 町は環境省の再生可能エネルギー導入計画策定補助金を活用し、
事業計画を策定します。また、木質バイオマスエネルギー利用協議会を発足さ
せていますが、進捗状況を伺います。

(2) 利用可能な木材の量。バイオマス量とも言ってますけども、それから
まきや木質チップの加工事業者の確保。健康福祉センターでまきボイラーを使
用した場合の採算性や設置費用の捻出を伺います。

(3) 地域や行政に求められる気候変動対策(CO₂削減)をなし得るには、
木質バイオマスボイラー、一般家庭へのまきストーブの導入も必要であると思
いますが、事業化の目途を伺います。

第1回目の質問を終わります。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

現在、地球規模の最重要課題であります地球温暖化による気候変動により、大規模災害が多発するなど、私たちを取り巻く自然環境が大きく変化をしております。本町においても、昨年の台風19号により甚大な被害が出るなど、住民の命を脅かす状況が近年増加しております。

このようなことから、環境保全に配慮した森林管理を持続的に実施することにより、森林の持つ機能を将来にわたって十分に発揮させることは、国連において採択されました持続可能な開発目標SDGsに示されているとおり、目標の達成が国際社会に求められております。本町における水を育む森林面積は、全体の約76%を占めていることからわかるように、住民の命、生命の源である森林の保全は喫緊の課題であり、未来を担う子供たちのためにも早期に、かつ、しっかりと行う必要があると考えております。

森林の保全には、定期的な間伐が必須であります。現在、予算の範囲で行っている間伐については、間伐材の利用が低迷する中、その多くが現地に放置されており、場所によっては下草が生えず、のり面などの崩落の危険性があることから、間伐材の搬出による利活用を見出す必要があると考えております。

それでは、1つ目の御質問にお答えを申し上げます。本町では、これらの間伐材などの木質バイオマス資源を活用して、化石燃料からの転換を進めるため、平成30年度に環境省の補助事業を活用し、木質バイオマス資源の資源量、利用可能量の把握や、その設備導入の検討、事業性評価等を実施し、当町における木質バイオマスエネルギーの利用の可能性について検討を進め、松田町木質バイオマスエネルギー導入計画を策定いたしました。この計画を策定するために、学識経験者、地元関係者による松田町木質バイオマスエネルギー利用検討協議会を設置し、議論を重ねてまいりました。現在、この団体は任意団体として同協議会のメンバーが中心となって事業化実現に向け、さまざまな意見交換をされ、助言をいただいている状況でもございます。

次に、2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。本町の木質バイオマスの蓄積量でございますが、この計画によると、当町における年間で利用可能な木質バイオマス利用量は3,397トンであり、この利用が比較的容易な町有林の中で年間利用可能な量は95.5トンであると推計が示されました。搬出につい

ては、松田町森林組合様によると、平均搬出量は年約150トンであるということから、森林組合様の御協力を賜れば搬出が可能であることが示されました。また、木質バイオマスイエネルギーの需要先として、計画案として示されております健康福祉センターが築22年を経過し、現在使用している灯油ボイラーの更新時期が迫っている状況であることから、最も実現可能性の高い施設として、同センターにまきボイラーを導入するための必要な議論を進めていただいております。

林業・木材産業には川上・川中・川下という言葉がございます。この木質バイオマスの実現のためには、川上の木質バイオマス資源の安定供給、川中の木質バイオマスの燃料としての事業の確立、川下の安定需要先を確保し、3者のバランス、サイクルが必要不可欠となりますので、これから各事業の実施主体を求める予定としております。

次に、町健康福祉センターのまきボイラーを整備したときの事業性でございますが、木材の供給については、当町の年間搬出量と比較すると十分搬出可能な量であり、加工事業については、現在、事業モデルの一例として間伐材などのバイオマス資源をトン1万円で購入し、まきへの加工費をトン1万4,700円とした場合、バイオ燃料としてトン2万4,700円で販売価格を目指すと示されております。

この計画によりますと、木質バイオマス事業を安定的に運営するためには、年間約250トンの需要先の確保が望ましいとされており、健康福祉センターの年間使用量が約52トンと示されておりますので、残り約200トンについては別の施設などの利用促進を行う必要性があります。また、町健康福祉センターまきボイラー整備に当たっては、財源確保のため、現在、環境省等関係省庁に補助金の照会を行っており、さらには、この取り組みに対する賛同者を全国に募るクラウドファンディングを実施することにより、寄附金の調達とあわせて本町のバイオマス事業の全国発信につながると考えております。

このような取り組みを通して町の負担を極力なくし、地域住民の命を守り、また町民サービスの低下がないよう、本事業を推進していきたいと考えております。

3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。ほかの施設へのバイオマスボイラーの導入、一般家庭へのまきストーブ導入につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当町における木質バイオマス事業の安定的な運営のためには、約250トンの需要先が望まれているということから、健康福祉センターや民間を含めた各施設へのバイオマスボイラーの導入、個人宅へのまきストーブ拡充など、事業拡大を図るため課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

本事業の本来の目的は、森林整備・保全により自然災害から地域住民の命や財産を守ることにあります。この目的を果たすためには、人の心と体が一体となって動くことが大変重要になるので、その手法の一つとして、地域からの燃料調達による経済流出の削減、生物多様性の保全、獣害対策への寄与など、多面的な効果が期待される木質バイオマス事業を育成する必要があると考えております。今後は、川上・川中・川下の体制及び予算措置にめどが整い次第、しかるべきときに御提案をさせていただきますので、その際には改めて御審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

11番 寺 嶋 まず最初にですね、再質問を行わせていただきます。1つ目はですね、今、町長のほうから回答がありましたけども、再生可能エネルギー活用の、この世論づくりといいますかね、そのことについて、まずお伺いします。

私も木質バイオマスエネルギー導入計画の策定業務報告書というのをですね、ちょっと読ませていただきました。その中で、どうしても取り上げたいと思いますのは、最後の、この総括と今後の課題というところであるんですけどもね、森林の多くは急斜面だということで、通常よりも作業の採算が取りにくい状況があるということがうたわれてます。それから、森林バイオマスの利活用に関してはね、小規模のまきボイラーによる熱の利用や農業・家庭での利用ということで、そういう小規模にとどまっていると。現在はね。まだ需要が余りないということ。あとは、ただエネルギーの活用、この事業を行う上でね、経済性に乏しいという、こういう困難な部分があるということで、不安要素がここで示されておりますので、この打開を示すこと。それから、この里地・里山における木質バイオマス地域資源を活用することや、地域環境、地球温暖化対策としてCO₂削減につながる、このバイオマスエネルギーの、こういう利活用す

る目的というのをですね、やっぱり町民とか、そういう関係団体にきちっとね、発信していかなきゃいけないと思いますけども、こういうことに対しての、まず町長の姿勢をお伺いしたいと思います。

町 長 時間短縮ということなので、私のほうからお答えさせていただきます。御質問いただきましたようにですね、報告書の中では事業が安定して計画するためには、幾つか課題がありますよということは、今お示しをされたされたとおりでございます。そのためには、やはり我々行政だけということでは、もう甚だ思ってませんし、町民の方々にも御理解をしていただきたいということで、これから事業をやる必要があるというのは、もう私たちも同じことであります。

それをどうやってやっていくかということでございますけども、やはりこの地球温暖化についての危機意識をですね、町民の方々とともに、やっぱり認識をする必要性が私はあるのかなというふうに考えてます。その上で、経済的なことの話をしていかないと、そこに利益を得る、得ないというふうな、何か単純な話になってきて、一部の方々だけの話になってくるというふうになる議論が起こりそうな感じがして、それは私としての本来の目的とはかけ離れてきてるところでございます。ただ、実際的にそういった事業がやっていただける事業者がいないと、また絵に描いた餅ということになりますので、その件に関しては、守るために必要であれば、先ほど答弁させていただいたように、事業者の育成ということにしていかないと、木材が現場で森林組合の方々とか等々に御協力いただいて、せっかく伐採してもらったにしても、それが出口がなければずっと現場に置いてある。そうすることによって、こういった我々が、もう想像外というようなことができないような災害に見舞われてしまったときに慌てふためくというようなことが起きてはいけませんので、そういったことをですね、踏まえながら、町民の方々にはですね、丁寧に説明をしながらですね、共有をしていきたいという事業をこれからしっかりと展開してまいりたいと考えております。以上です。

11番 寺 嶋 今、関係者とか町民の方へのアプローチ、アピールといいますか、そういうことでありましたけども、松田町のこの林業者の状況ということで、ちょっと

見たんですけどもね、書いてあったんですが、林業経営団体ね、8経営者がいるということで、これを法人化している経営団体は1つと。それから松田町森林組合というのがね、あるということで、あとは家族経営だということなんですけども、やっぱり今、町長が言われたようにね、森林組合とのこの合意形成とか協力、こういうものをね、やっぱりしっかりやっていかないと、本当にこの身近なところでね、やっぱりやっていかないと、もう事業化にするにしても、事業化もできないような、そんな状況があるので、この辺のやっぱり協力体制ということではどのように考えておりますでしょうか。お伺いします。

町長 今までも同じような格好で、森林組合さんにはですね、お願いばかりで本当に大変な事業をやっていただいているところでもございます。幾つかお話を聞いてますと、やはり従事者が少しずつ減ってきているということ。それはもう御存じのように高齢化ということもあることのようなので、先ほどちょっとお話ししたように、森林組合さんについても育成ということになっていくためには、やはりそこで、ただただ奉仕作業ということではいけませんので、国・県の補助金をいただきながら、我々もしっかりと支援させていくような体制づくり、要はそこで、要は生業が成り立つような仕組みをつくる必要性があります。ただ、それも森林組合さんだけに頼っていいのかというようなこともありますので、その辺は関係諸団体の方々といろいろお話し合いといたしましうかね、協議を持ちながら、最終的にはやっぱり人の育成ということになるかというふうに考えておりますので、そのように御理解いただければと思います。以上です。

11番 寺嶋 それでは、2点目に伺いますのは、需要と供給、採算性等についてお伺いします。先ほど回答ありましたけども、仮にですよ、健康福祉センターの灯油ボイラーをね、今度、木質バイオマスボイラーに代替するというので、いろいろ、この今現在、灯油が年間198万円かかってて、それに対するまきの使用料はこのぐらい必要ですよとか、このまきの量としては年間ではこのぐらい、百数十万円のね、まきを購入分になりますよということで、この一面だけ捉えたと、何かやっていけそうなことになるんですけども。ただ、健康福祉センターだけ考えてもね、まきの加工賃は70万円ちょっとしかね、ならないということ

で、そうしますと1名を雇うね、そういう雇用する規模も、額にもならないというようなことでありますよね。ただ、それでランニングコストといいますかね、これが今までとそんなに大差ないとしても、人件費等を考えてみますと、やっぱり差し引いたらね、これは赤字になりかねない数字ではないかなと思います。

先ほどですね、この需要の関係では250トンぐらいは見ないと、このいろんな団体の、この雇用関係もね、成り立たないような、そういう状況もありましたので、これに対してのですね、やっぱり木質バイオマスの需要拡大や、それから木材の供給とか中間処理過程での工夫などをね、やっぱりする必要がありますけども、こういう町でもいろいろゴルフ場なんかもね、ありまして、今、ゴルフ場は重油ボイラーですか、何かそういうのを使ってるんですけども、そういうようなところでの需要拡大に対しての、これから考えられること、やっていくこと、していることについて担当のほうからね、一応、事業を含めたことについてお伺いしたいと思います。

環境上下水道課長

それでは、お答えをさせていただきます。議員御指摘のとおりですね、いわゆる健康福祉センターのみをですね、いわゆる木質バイオマスボイラーのですね、ターゲットとした場合はですね、いわゆる年間のですね、まきの購入料が120万程度でございます。これからですね、まきの原価50万を引いてですね、いわゆるまきの、いわゆる加工にかけられるお金が73万円と、お見込みのとおりでございます。これからですね、経費等を差し引いた中でですね、考えますと、やはり仮にですね、この50トンのシナリオの中で事業を一つ完結させるということであればですね、事業者さんにとってはなかなか会社としての益が出ないというふうな課題が出てくることは確かでございます。

では、50トンシナリオでどうやってやっていくんだという話の中でですね、今、出てますのは、例えば議員の皆様方が行かれました西栗倉村のようなところではですね、いわゆる地域おこし協力隊というようなことでですね、国のほうから人材をですね、派遣していただいて、それで人材供給、いわゆる人材分をですね、ある意味補助金という形で、補助という形でですね、運営をしているというふうにも聞いてるところでございます。ただし、それを松田町に当て

はめまずと、地域おこし協力隊の該当するエリアではないというふうなところも聞いているところでございます。

ただ、近隣ではですね、こういった、いわゆる里山保全とかそういった取り組みを、いわゆるNPO的なですね、団体がですね、補って、ほとんど人件費がかからないような形でやってるといふような事例もございますので、今後、健康福祉センターのところに関して言えばですね、そういった、いわゆるお金が余りかからないような人材をですね、いかにして確保できるかどうかというような検討はですね、していきたいというふうに担当は考えているところでございます。

もう1点のですね、いわゆる需要の拡充に向けた、いわゆる250トンに向けた考え方でございますが、この計画書をつくる段階で、いわゆる近隣のですね、ゴルフ場2カ所、あとハウス農家、あといわゆるまきボイラーを既に設置していただいております一般家庭5軒ほどにですね、私どものほうでお話を伺ったことがございました。いわゆるゴルフ場についても、当然、支障木とかございますので、私どものお話をさせていただいた後に、非常に興味のあるお話ではあるというふうには御回答はいただきました。ただ、当然、ゴルフ場、企業でございますので、いわゆる設備投資、いわゆる更新の時期もございますので、その辺と時期が合えば改めて検討をさせていただくというような回答でございました。ハウス農家についても同じような結論でございます。

いずれにしろ250トンあればですね、安定的な経営ができるということは報告書でも見えてるところでございますので、今後、少しエリアを広げてですね、私どもの取り組みについてですね、提案をですね、積極的に行っていききたいというような気持ちは持っているところでございます。以上でございます。

町 長 時間がないので補足です。先ほど、エリアの企業の話されましたけれども、例えば、今言われているのは個人宅で大体年間2トンぐらい使うって聞いているんですね。ですから、例えば200トンぐらいで換算すると、個人宅は100軒御協力いただければ200トンはけるわけです。ですから、これはもう松田町だけにこだわらず、しっかりと営業して使っていただけたところをやっていけばいいと思うんです。各自治体もですね、松田みたいにまきボイラーの設置される

御家庭に補助金出してるところは、秦野市さんがありますし、ほかの大きいところもあるんですね。だから、そういった方々のところの需要も当然ありますし、先ほど私、答弁で話しさせてもらったように、こういうのにね、やっぱり興味をお持ちの世帯もあるので、その機会をこの辺だけで捉えようと思っはいませんから、100軒ぐらいはある程度見通しはつくのかな。それは当然やっていますけども、そういった考えもあるということだけつけ加えさせていただきます。以上です。

11番 寺 嶋 町長のほうからね、一応、またさらに含めた回答ありましたけども、松田町では林業関係は110戸ぐらい何かあるような話も出てるんですけども、そういう、どこまで広げてね、やっぱりしっかりやっていただきたいと思います。

それと3点目なんですけども、この事業の、この目途ということでは、先ほど町長のほうからね、いろいろ各方面から町民の方々の協力、それから各方面からいろいろ検討してね、今後、導入に向けた具体的などころまでは、なかなか回答はなかったんですけども、いろんな方面からですね、検討して、やっぱり本来のね、やっぱり森林資源の活用、それから再生可能エネルギーの地産地消や地域活性化、こういうところでの、やっぱり何ですか、そういう観点で捉えてね、具体的に木質バイオマスエネルギー導入事業の、今度は個別に、今まででやってきたのは木質バイオマスエネルギー導入計画、これができました。それからいろいろ検討して、今度は具体的に今言いましたように、今度は木質バイオマスエネルギーの導入事業、事業化ですね。事業化に向けた計画案を今度、この具体的につくるというところの方向性だと思いますけども、その辺のこと等、そういうのがね、いつごろにまた策定をするのか。それから関係団体、それに向けた関係者、運営組織の設立などのこと、そういうところの人の、町民の協議といいますかね、そういうところの方向性について最後にお伺いいたして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

町 長 事業性の検討については、報告書にありましたように、一例として挙げいただいていますので、数字的な計算はある程度見通しといたしまししょうか、我々としては頭の中に入っております。その課題の解決のためにはですね、話をしますと、保健センターについては、今の灯油から木に変えて、そのあとの手

間暇を考えると、大体とんとんになります。ただし、更新時期にもありますけれども、初期投資の分が最終的にずっと残ってしまうということがありますので、そういった初期投資の分について補助金だとか、また、補助金で当たらなかった分については全国の方々にですね、クラウドファンディングといった格好で資金を集めていきたいというふうに考えております。その旨の準備をこれからしっかりとしていきながらですね、ある程度、見通しがついたところの中でお示しをしたいと。これはなるべくなら期限を設けていきたいと思っておりますけれども、なかなかお金のことから、定期的にですね、皆さん方に全員協議会等々で進捗については御説明をさせていただきたいというふうに考えております。また関係団体、また町民の方々の御協力等々についても、並行してですね、これまでも検討しているところでもございますけれども、今後のことについても、先ほど質問あったように皆さん方と関係団体とですね、調整しながら、並行してですね、お金のことだけでなく、その後の事業性についても改めて確認をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。

11番 寺 嶋 はい。終わります。

議 長 以上で受付番号第2号 寺嶋正君の一般質問を終わります。課長は速やかに退場・入場をしていただきたいと思います。

それでは、受付番号第3号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5番 田 代 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。受付番号第3号、質問議員、第5番 田代実。件名、湯の沢地区・寄一番地の活用事業について。リード文7行については割愛させていただきます。

(1) 寄一番地を売却せずに太陽光発電所用地として貸し出す可能性は。

(2) 松田町特定土地利用計画により用途規制がされていますが、その範囲内で町や地元にとって迷惑施設が立地する可能性があります、その対策は。

(3) 売却後の歳入については、将来のまちづくりの基盤整備に活用するため、基金に積み増すこと。

この3点について御回答をお願いします。以上です。

町 長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。湯の沢地

区にあります寄一番地につきましては、国道246号線の東側と西側に面した3つの土地で構成され、合計1万4,657.33平米の面積であり、平成27年7月に町が当時の所有者から御寄附により取得した土地であることは御承知のとおりでございます。

それでは1点目の御質問にお答えをさせていただきます。町では、これまで平成30年5月と平成31年2月の2回にわたり、公募型プロポーザルにより民間事業者からの募集を行ってきましたが、2回とも事業者の選定には至りませんでした。そのため、3回目の公募については地域住民の方々の御意見でもあります禁止業種以外の募集条件とし、民間事業者から事業内容を提案いただき、認めた上で一般競争入札を行う条件付一般競争入札という方法により売却していく方針を決定し、2月10日より募集内容を公開しているところでございます。売却する方針につきましては、第6次総合計画の議決を賜る際において、2040年までの将来財政推計にてお示ししたとおりでございます。その際にも申し上げましたとおり、寄一番地などの町有地の有効活用につきましては、今後、必要となる町事業の財源確保に向けて売却の方針を進めておりますので、現在は土地の貸し出しを前提にしていることを御理解いただければと存じます。ただし、太陽光発電として売却することにつきましては、地域住民の方々からの禁止事項として伺っておりませんので、購入の意思を示していただく事業者さんがいていただければありがたいというふうに考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。松田町特定地域土地利用計画では、都市計画区域外においても、その地域の自然環境の保全と利活用の両面から開発に一定の制限を設けて、計画的な土地利用を誘導している施策であり、この土地は産業系及び住居系の利用検討ゾーンとして設定を希望し、県に承認されたものでございます。

御質問にあります迷惑施設につきましては、湯の沢地区の地域説明会の中でも御心配されている御意見をいただいておりますし、町といたしましても、こういった御意見や要望をお聞きした中で禁止する業種を定め、改めて地域説明会を開催し御説明を申し上げ、今回の募集に至ったところでございます。

また、募集要項では、禁止業種以外にも近隣住民の生活環境の保全に十分配

慮した事業とするよう記載をしておりますし、業者への売却後においても、必要があれば適切な指導を行っていくこととなります。さらには、違反をした場合には違約金を徴収するとともに、所有権移転から10年間の買い戻し特権を設定するといった対策を講じておりますので、この土地の利活用にそぐわない事業の提案があった場合は認めないようにも定めております。

ただし、法律では所有権移転から10年を過ぎた場合は、土地所有者により現在募集条件としている禁止用途に関する規制は解除となることにはなりますが、特定地域土地利用計画において、地元の方の承諾が必要となるため、その際に、再度、御理解を賜る手続が必要となりますので、禁止事業が容易に進むことにはならないと考えております。

次に、3つ目の御質問にお答えをさせていただきます。第6次総合計画に掲げているとおり、土地利用については新時代に向けた積極的な土地利用を推進するため、町有地等の利活用の促進を進める中、未利用地であります寄一番地を売却することにより、財源確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

平成31年度予算審査特別委員会報告の付議事項に示されておりますとおり、今回の寄一番地の活用についての目的や活用方法を踏まえ、その手法に伴う売却後の歳入については、昨年、将来財政推計をお示しした際に申し上げたとおり、現時点では人口増加策の一つとして将来のまちづくりのために必要な、新たな学び舎である小学校建設整備事業費の一部として活用する予定でありますが、時世の流れを鑑みながら、さまざまな基金に積み立てるなど、可能な限り柔軟に対応してまいりたいとも考えております。以上でございます。

5 番 田 代 御回答ありがとうございました。1番については、時間がありましたら質問させていただくということで、核心の部分の2番、これについて質問させていただきます。

先ほど町長から説明があったとおり、プロポーザルで事業提案をしていただく業者を公募した際に、湯の沢地域の住民の方から危険物の貯蔵庫、風俗関連、葬祭場関連、公営競技関連、パチンコ店、産業廃棄物処理関連、こういった業種は除いてくれと。そういった中で公募してほしいという要望があり、それを組み入れて売買の条件にしていくという説明がありました。ここで、今、町長

から回答があったことが、10年までは買い戻し特権で買い戻せる。または売却後、10年までだと思っんですけど、やはり行政指導できるというお話だったんですけども、10年経過したときは、この禁止内容が、もう縛りがなくなるというふうに私は聞こえたんですけども、それについて再度お伺いしたいのが、法律上、または条例上、県条例、国の法令、建築基準法、いろいろな法令あると思います。その中で、この禁止業種、私の場合だと迷惑施設ってお書きしたんですけども、そういったものを縛れる根拠があるのかどうか。まず、それについてお伺いいたします。

定住少子化担当課長 それでは、御質問にお答えいたします。寄一番地の売却につきましては、売却後10年を過ぎたときに禁止用途に対する規制は解除となりますが、規制に関する法的な定めにつきましてはございません。したがって、10年以降も継続して禁止用途を規制していくということとはできないということになります。

5 番 田 代 そうしますと、松田町の土地利用計画、特定地域土地利用計画と、あと県の調整区域の開発あたり、都市計画区域外の開発あたりが関係すると思っんですけども、産業系・住居系という枠、それに当てはまれば、ここでいう禁止区域の業種も全て産業系ですよ。それができてしまうのかどうか。その確認をさせていただきます。

定住少子化担当課長 議員おっしゃるとおりですね、特定地域土地利用計画につきましては、県の土地利用調整条例に基づいたものになります。その中で定められている商業系につきましては、土地利用計画条例に記載されている中ですね、商業系、近接商業系と商業系という2通りに分かれていますが、その中には、特にそれ以上のものはございませんので、含まれてくるというようなものになると考えてございます。

5 番 田 代 今の回答ですと、10年後にはこの縛りが解けて、住民から要望のあった禁止業種、これには業者が法的な手続をすればできてしまうという理解をさせていただきます。間違いありません。（「はい」の声あり）

では次に、2回のプロポーザルで、なかなかいい業者がうまくマッチングできなかったということで、今回は普通財産の売り払いの一般競争入札ということで、告示を2月10日にされて、今、執行されてるとこなんですけれども、こ

の件に関して、ちょっと町長の先ほどの回答でよくわからなかったんですけども、私の考えから言うと、やはり一番高い業者、通常だと予定価格を設定して、それよりも高い業者であれば、もうこの契約は成立するよと。予定価格よりも安ければ不調だということ再度やるのか、またはきょうのこの一般質問のやり取りを得て細工をするのかね。その辺が、今回のちょっと私は論点だと思うんですけども、この競争入札について、どういうふうな具体的な手法で行われるのかね。それについてお答えをお願いいたします。

定住少子化担当課長　　まず、入札の方法でございますが、一般競争入札等々ございます中で、公募型プロポーザル方式という、提案をしながら価格も御提案いただいてという、総合的な形の事業内容を発表していただいた中で審査をするというようなこともございますが、今回、寄一番地につきましては、条件付一般競争入札という手法になります。言い方を変えますと、二段階式の一般競争入札という形になりまして、手法としましては、一度、事業内容を確認をさせていただく。もちろん、その中には暴対法に絡むところもございます。警察照会も含めて。今回、禁止業種として掲げさせていただいた事項のものが、果たして提案として事業内容がどうなのかという、事業の内容も含めて、まず中身を確認させていただく。その中で入札の参加ができる、できないという判断をさせていただいた後に、参加が可能な事業者につきましては、入札の形で札を入れていただくというような流れになります。その中で予定価格を定めさせていただいて、あとは一般競争入札というような形で入札方式によって業者を決定する。そういう二段階の形の方式になります。以上でございます。（私語あり）

失礼いたしました。2回目ですね、入札に関しましては、予定価格を定めてということになりますので、その結果、予定価格を下回った場合、今回は予定価格より上回ったものに対して売却という形になりますので、予定価格より下回った場合につきましては、不調という形で業者が決定されないというような形になります。以上でございます。

5 番 田 代　　先ほど、二段階で行うと。初めに業者が土地利用する提案ですね。どういったものをつくって、どういう形である。その提案について、役場内で審査会をして決めるものなのかね。どこでそこで一回、一段階でどういう基準でふるい

落とす。それについて、もう少し詳しく説明をお願いします。

定住少子化担当課長 一度目のですね、提案内容、事業内容の確認につきましては、やはり委員会を設ける形にしたいと考えてございます。委員会の構成メンバーといたしましては、まず、提案の内容という点では地域の方も入れた中でやっていきたいというふうに考えてございます。また、あわせてですね、委員会の中では予定価格を町長が定めるんですが、予定価格を定める前に、ある程度、この土地が一般的にどのぐらいの金額になるかということの評価額等々も踏まえた中で、基本となる価格というのを決めさせていただくようなことも考えてございます。そういったことの中では、不動産鑑定士の専門的な見解もいただくということの中で、そういった方も入れながら委員会として構成し、また庁内の関係する課長も入れた中で委員会構成をした中で進めていきたいと考えてございます。以上です。

5 番 田 代 事業内容の提案については、入札審査委員会みたいなものを組織して、その中で好ましい、好ましくない、審査した中で全部の業者なのか、禁止業者がそこで削除されると。それで残った業者に入札と。このような解釈をさせていただきます。それでよろしいですね。

あと次がですね、仮にそれでよい業者が、いい値段で、予定価格よりも高い値段で落札したと。契約もできたと。その後、転売した場合です。何らかの事情があってその業者が転売した場合、10年間は禁止業種、そういったものが担保されるのか、されないか。これについて御回答をお願いします。

定住少子化担当課長 10年後についての禁止業種の担保というと、10年たった後…（「もう一回」の声あり）すいません、失礼しました。

5 番 田 代 もう一度再質問させていただきます。入札によって業者が決定した。ところが、その後1年、2年たって会社の事情、景気が悪くなってとてもできないよということで、ほかの会社に転売した場合、要するにまるっきり入札のときは禁止業者も全部承知して買ってるわけですよ。転売した場合に、次の会社に、やはり契約のときにそういう条項が入ると思うのでね、それが担保されるのかどうか。要するに、転売したのが2年後だったら8年間は禁止業種がそのまま担保されて、すぐにはできないという解釈に私はなるのかなと思うんですけど、

その確認でございます。よろしく申し上げます。

定住少子化担当課長 やはりこれもですね、買い戻し特約の条項に当たる部分になるかと思えます。契約の解除ということで売買代金の返還と買い戻しということで、そういった形の買い戻し特約の中の一つになろうかというふうに思っております。以上です。

5 番 田 代 確かに今、その要綱にはそういう記載があるという話は、ちょっと小耳に挟んだんですけど、今、私、転売と言ったんですけど、その会社が倒産してしまったと。それでその後、債権者がその土地を取得する可能性があるんですよ。その場合に、それが生きるのかな。それがすごい心配なんです。よろしく申し上げます。

そういったね、危険性があるわけですよ。一つは10年後以降は禁止業種の担保がなくなる。場合によって、倒産した会社で抵当権設定して押さえてた会社が、どちらかというとそういう禁止業種をやってる会社が持った場合に、その担保がきくのかなという。

私、どうしてこの質問をしたかといいますと、民々でこの土地が取引されれば、行政って行司役ですから、ある程度、住民の利益を求めて、行政のできる範囲で、いろいろ住民のためにできると思うんですよ。地方自治法に定めがあるように、地方自治体というのは住民の福祉向上、これに寄与すべき団体というのが、もう冠にあります。今回は、町がそれを売るわけですよ。それについて、すごい心配です。

もう少しわかりやすく説明させていただくと、去年の10月21日にいただいた資料です。平成27年7月24日、現在の土地1万5,000平米ぐらいなんですけれども、地権者から譲り受けたと。このときに説明があったのが、測量代とか境界立ち会い、実測図面、そういったものをつくって売買しようとしたんだけど、なかなかうまくいかなくて、町に買ってくださいよという話の中で、実質かかった費用3,200万ぐらいって、当時メモがあるんですけども、3,315万の費用を払ってその土地を買ったと。だから全部の土地の売買代金じゃないんですよ。売る方が売買のためにかかった費用相当分を町が払って買ったと。その後、平成元年9月26日です。去年の9月26日。その買った1万5,000…あ、ご

めんなさい、令和元年です。買った土地の一部、474平米。これについては皆さん御存じだと思うんですけど、国道246と県道の角地にコンビニエンスストアがあると思います。そこの方が欲しいということで買われた。このときにも、やはりコンビニ、私のメモだとコンビニ運営のみ利用すると。それを契約条項に入れるということで、相手ははっきりしてて、はっきりした目的で使う分には私はいいと思うんですよ。ところが、今回は10年たったらその縛りがなくなってしまう。可能性として、そういった町がだめだだめだという、そういう禁止した業種のもので、迷惑施設ができてしまう可能性がある。これが一番問題だと思います。これについて町長、お答えをお願いいたします。

町長 薄い記憶をたどるとですね、恐らく、たしかですね、買い戻し特権については、登記をするときの甲の部類になると思う。所有権の関係になりますので、甲の部類のところ、登記をするときに買い戻し特権というのをしっかりとつけることが、たしか可能だったというふうに記憶をしているので、10年間という部分については買い戻し特権の有効がずっと続くということになろうかと思っています。

また、先ほどちょっと心配されてた倒産をした、倒産をしたということは債権があって、その債権をどうするかということに対しては、買い戻し特権が有効の一番初めについてということになると、まずこちらのほうに相談があって、話になって、買い戻しするところがちゃんとした状況の中で使ってくれるんだったら買い戻し特権を発動しないで済むと。しかし、違う業者がするんだったら買い戻し特権を発動して返してもらおうということになろうかと思うので、契約といいましょうかね、登記をするときにはそういった条件をつけてやるということにはできるかというふうに、何となく記憶を戻したとこでございます。

また、その10年後の分について、契約はあくまでも当事者ということになりますので、先ほどちょっと…法律上はそういったことがなかなか難しいんでしょうけども、土地利用計画の中で承認をいただきながら事業を進めるというときに、住民の方々の御理解というか承認といいましょうかね、それがないと前に進めないというような手続なこともあるというふうにも伺ってますから、そういった手続の中でしっかりと町経由で、多分、最終的には承認をしていくこ

とを、いやいや、それはそういう条件では承認できないというふうなことなんかも考えながら、今後、対応することになるかというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 今、2つの回答をいただいたんですけども、10年以内、これについては買い戻し特権ということはよく理解しました。その後の10年後です。これについては、どちらかという希望観測のように、私、聞こえました。やはり裏づけがないように思います。そのときに、先ほど申し上げたとおり、町が売った、その土地で地域住民にとって迷惑な施設、要望してたものができてしまった。それはやっぱりすごい問題だと思いますのでね。これからも公告はして募集はしてるんですけどもね、その辺の裏を、確実な裏をとって進めていきたいとします。場合によっては、またこの件に関しては再質問ないし何らかの形で行政側と議論を進めさせていただきたいとします。今、入りとしてすごい難しい問題があると思います。

1つ目の質問にちょっと関連するんですけども、町長は今回の議会で再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例、これを12月議会で提案して、今、付託になってるんですけど、すごいいい条例だと思います。まさに、前段で質問した内容なんですけど、これは報徳エネルギーに貸すと、15万ぐらい、10アール、年間借地料もらえるんですよ。だから無理に売り急がないで、そういったお貸しする。それで、この町の再生可能エネルギーの利用促進に寄与するのであれば、そういった手法もあるように感じます。この件に関しては、町長いかがでしょうか。

町 長 御提案ありがとうございます。おっしゃるとおり過去にですね、検討したことも実はあるんですけど、日当たりが悪いんですね。だから非常にそういった面では採算性が厳しいというようなお話をいただいたりとかもありますけども、いずれにしろ、地域の方々に不安を与えるようなことのないようですね、しっかりと配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 今、町長、検討したというお話だったんですけども、すぐ湯の沢の分譲地から秦野方向に300メートルぐらい行った左側。折戸組の碎石跡地、秦野分です。そこにソーラーパネルがあるということで、ネットで調べましたら1万5,000

平米ぐらいかな、かなりの面積だったんですね。15万だ。16万5,000平米で東京ドーム4個分。460万キロワットの出力があるというあれが出てました。要は、私なんでも再生エネルギーで勉強したときに、何でも南面向きだけじゃなくていいよという、南面のときは一番時間がみんなどこも競合するから、逆に朝だとか夕方、そういうときに発電能力があるあれも貴重なんだよというね、そんな話も聞きましたので、その辺も、今、回答求めませんが、やはり再生可能エネルギーをね、促進する条例を定められるということと、地域の住民のことを考えると、借地という手法と、あとは買い取りで採算は厳しいと思うんですけどね、そういった環境面のものの誘致ですか。それあたりは、ぜひ考えていただきたいと思うし、先ほどの、そういったいいものが出た。ほかにもいろいろ出たんだけど、よいものを優先して、よい提案をした人を優先して、何か入札にかけていただきたいな。ただ、お金も大事なんだけど、高ければいいということではなくて、やっぱり会社の信用力、それと目指すもの。そういったものを踏まえた中で、この売買については、競争入札については慎重にやっていただけたらありがたいということで強く要望します。

最後に3点目に入らせていただきます。今現在、予定価格、最低価格というのかな、今回入札にかける。そういうことは、この場ではお聞きするのも失礼ですし、回答すべき内容ではないと思いますけれども、今度はお金が入った場合。先ほど町長、回答で財政推計にも示したとおり、松田小学校の建設の一部に充てるということでした。これについて私の持論としては、やはり基盤整備ですよ。将来のまちづくりの基盤整備。それに充てるべきものだと思います。すいませんが、財政課長、こういったまちづくりのための基盤整備に充てる基金を持ってるところ。持っているところでは幾らぐらい積み立てがあるか。上郡と下郡レベルで結構ですから、町レベルの情報、それと、あとは参考として財調、財政調整基金、これについてわかる範囲で御回答お願いいたします。ゆっくりお願いします。ちょっとメモしますから。

政策推進課長　それではお答えさせていただきます。まず、公共施設等ですね、整備基金ということで、下郡を含めてですね、決算状況がちょっと調べた状況を確認させて報告をさせていただきます。

まず公共施設ということで、用途を限定しない施設整備基金といたしまして、中井町さんが公共施設整備基金という名称で、現在、積立額が4億5,100万円でございます。続きまして山北町さんが、名称同じなんですが、3億2,500万、開成町さんが7億、そして湯河原町さんが7億6,500万、これは平成30年度末現在の現在高でございます。

続きまして財政調整基金ということで、財政の均衡を保つための基金につきましては、中井町さんがですね、11億6,900万円です。大井町さんが13億3,196万円、山北町さんが…（「松田、今現在お願いします。」の声あり）松田が30年度末でやってますので、3億5,400万、山北町さんが6億232万、開成町さんが5億7,965万、箱根町さんが17億4,193万、真鶴町さんが3億5,000万、最後湯河原町さんが9億8,028万円です。以上でございます。

5 番 田 代 これはあくまでも、今、前段の質問で難しい業者、禁止業種をちゃんと守ってくれてやっていけるという目安がついて、めでたく売買できたという前提の中での質問です。この令和2年度の予算に、まちづくりのための基金ですか、新松田駅周辺整備基金として3,000万積み増しが予定されてます。積み増しというか、新たに設置してここに積む予算が計上されてます。この3,000万については、どういったものを根拠にされたのでしょうか。これが一つ質問です。よろしくをお願いします。

政策推進課長 まず、駅の関係の3,000万ということで、当初、基金計画の中で整備基金における最終的な積立額を全体の推計から3億9,000万円、3億9,000万円をためていくというような計画を立てた中で、本年度は3,000万円を積み立てるという計画で積み立てたものでございます。以上です。

5 番 田 代 3億9,000万、これを目標に積み立てていくということで、ありがとうございます。今、先ほど回答があった話の中で、売れた場合に、この土地が売れた場合に、小学校の建設費用の一部に充てるという話がありました。これについては、この夏、去年の夏ぐらいからかな、町民文化センターのE S C Oの改修事業のころからそんな話を口頭では聞いております。今まで、松田小学校の財源内訳の中では起債というふうなことで、この売買を前提にした財源内訳というのはなかったと思うんですけど、その辺に関してはいかがでしょうか。

政策推進課長　そうですね、まず、財政推計で一度お示しした中では、土地の有効な町有地の売却等ということで、この寄一番地を含めて皆様のほうに報告させていただいたところがございます。この財源において、町としては将来の子供たちの投資のために…（「時間ないからいいよ」の声あり）

5 番 田 代　私がお聞きしたのは、松田小学校の建設計画の中でしっかり出した財源内訳があるでしょ。あなたが言ったのは、その説明だけなんだよ。そうじゃなくて、松田小学校を建てるときにこうだよということで、総工事費に対して、その財源内訳が出てるんですよ。そのときは売却というのはなかったでしょということなの。

何を言いたいかというと、これに関しては、また横で議員がまた後で質問するから、もう黙れということなので、ここはもうよめますけれども、私が言いたいのは、松田小学校に充てるのはちょっと違うのではないかな。やっぱり、松田小学校は今まで決めたルールの中で借金をして財政推計の中でこうやって返していくと。お金を返していくと。これからやっぱり新松田のプロジェクト事業をやるわけですよ。それであれば、先ほどお伺いしたように相当のお金が入るんです。それをまちづくりのための基金に積んでいいのかなって。土地を売ったものだから、それを積んで新たに今度は町が発展するためのもの。それに回したほうがいいのではないかな。若干、財政調整基金、そういったものにも回していいのかなと。先ほどお話ししたように3,300万円ほど一般財源から充当して買った土地ですのでね。そのぐらい一回財調に戻してやって、残りは新松田のための基金に全部入れていいのではないかと。そうすると実現が見えてくるのかな。少なくとも一般財には使ってはいけないと思います。

先ほど、財政課長からお伺いしたとおり、ほかの町はお金持ってるんですよ。中井、両方で15億、大井は財調だけで13億、山北が9億、公共施設の整備基金も入れて9億、開成が13億、箱根は財調だけで17億、真鶴が3億5,000万、湯河原が基盤整備も入れて16億以上あるんですよ。やはり、松田と真鶴は、やっぱり財政的に厳しいかもしれませんが、基金の関係が松田小学校の積立基金を使ってしまうとかなり減ると思います。そういったことで、松田小学校は当初計画したとおり、ある程度その形でやった中で、次のステップの中に、

この売却したお金の大半は私は積むべきだと思います。これについて、町長、回答をお願いいたします。お考えをお願いいたします。

町長 今お話ありましたように、ほかの町の話はね、今聞いたとおりでありますけれども、ほかの町とうちの町の財政状況は違うということ、町民も含めて皆さん方と一緒に共有する必要があると。まず、そこが第一目じゃないかなと。やはり、やらなきゃいけないのが選択と集中。そのための財源をしっかりと確保しなきゃいけないということの話として、湯の沢一番地を、せっかく御寄附をいただいたものに対するお金の使い方。これは議員の思いと財政推計で話をしていることと、いろんな整合性もあるので私の答弁の中で最後にちょっとお話したとおり、柔軟に対応していきたいというふうに考えたところもございますので、この使い方が違うとか何とかってというのは、最終的にはお金に色はないという話になってくるのかわかりませんが、しっかりとした目標を持ってですね、町民の方々のサービスの低下を招かないように、また、安定したということのお話いただいたように、私たちも同じような気持ちで今後進めてまいりますので、その節には御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

5 番 田 代 町長は柔軟な対応とお話だったんですけども、私は一番言いたいのが、松田小学校が完成する前に、計画でいくと新松田駅がもう動き始めるんですよ。そうなったときに、やはり、ない袖は振れない。ほかの町が財調がどうのこうのじゃなくて、やはりもととなるのは借りたお金じゃなくて基金なんですよ。基金が幾らあるかでその事業が成功する、または財政的な裏づけになる。そういったことで、私はここでは町長の発言が理解したというよりも、うまく売却できた場合はまちづくりのための、新松田のための基金に積み立てて財源確保すべきだと強く要望しておしまいにします。終わります。

議 長 以上で受付番号第3号、田代実君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食をとってください。午後は1時30分より再開いたします。 (11時49分)

議 長 それでは、休憩を解いて再開します。 (13時30分)

議員の皆様には時間短縮に御協力をお願いいたします。

受付番号第4号、内田晃君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 内 田 議長のお許しが出ましたもので、質問させていただきます。受付番号第4号、質問議員、第3番 内田晃。件名、町無形文化財松田大名行列について。

要旨、松田町の伝統芸能である松田大名行列は松田町のシンボルであり、明治の後期から現在まで100年以上受け継がれており、観光まつりの花形として町内外の方々の目を楽しませております。

そこで、次の3点について御質問させていただきます。

(1) 町の無形文化財にした経緯並びに歴史について、どのように認識されているのか。

(2) 大名行列を継承していくために、町補助金と町民からの会費により運営しているが、町としての支援の考えはあるか。

(3) 過去県内外の自治体からの出演依頼を受け、参加しているが、今後それらの自治体との産業、文化等の交流をしていくお考えはあるか。

以上、御答弁をお願いいたします。

教 育 長 内田議員の御質問に順次お答えいたします。まず、1点目の町無形文化財にした経緯並びに歴史に関しての御質問についてお答えいたします。町で古くから伝わる大名行列の歴史につきましては、その起こりは江戸時代までさかのぼると言われ、明治4年、新政府による廃藩置県の改革により小田原藩主であった大久保氏が東京に移住させられるときに、松田の人が奴ぶりの伝承の願いを申し入れ、認めていただいたのがきっかけと伝えられております。当初は、寒田神社の祭礼時にみこしなどの行列に組み込まれて披露されておりました。時代の流れで一時期休止するという危機もありましたが、伝統の技は大名行列保存会によってしっかりと守られ、現在に至っております。

そうした中で、貴重な地域の伝統文化を守り、伝えていくために、昭和46年に町の無形文化財として指定されました。その後、大名行列は、昭和52年に神奈川県民俗芸能50選の1つに指定され、昭和53年から、寒田神社の例大祭から町観光協会主催のまつだ観光まつりで披露されるようになりました。このような歴史ある大名行列は、町にとって重要な無形文化財であると認識しており、地域伝承の文化を後世まで残していかなければならないというふうに考えております。

次に、2点目の大名行列を継承していくための町の支援についての御質問についてお答えいたします。大名行列保存会の活動につきましては、大名行列を後世まで残していくことを目的に町へ補助金申請がされ、大名行列保存会が設置された昭和51年度から補助金を交付しております。保存会活動に当たりましては、町の補助金のほか、町民の皆様方から会費により成り立っていると認識しております。しかしながら団体関係者から、町民から会費を徴収することの理解が難しくなっている、そういう意見をいただいているところでございます。このような中、大名行列保存会については、町にとって重要な無形文化財、引き継ぐべき伝統文化であると認識しておりますので、補助金については、可能な限り維持していきたいと考えております。

次に、町の補助金のほか、町教育委員会が行っている支援について答えさせていただきます。大名行列を伝承するため、中学生の民俗芸能伝承教室を行っております。この教室は、昭和63年度から始まっており、大名行列保存会員を指導者として迎え、中学生が夏休みの期間を利用して大名行列奴ぶりの型を学んでおり、観光まつりで演技を披露しております。

小学生につきましては、昨年度までは、4年生が総合的な学習の時間を使い、大名行列保存会員の方々から大名行列の歴史と演技を学び、観光まつりで演技をしていました。しかしながら、今回の学習指導要領の改訂により教科が増加したため、授業数の確保が困難ということで、小学生での演技の学びはできなくなりました。そこで、今年度から、寺子屋まつだにおいて対象を4年生から6年生までに広げた伝承教室を実施し、まつだ観光まつりの大名行列に参加することで、小学生も伝統文化の継承と推進を行っております。さらに、幼稚園は平成12年度から、松田さくら保育園は平成25年度から観光まつりに参加しております。

このように、大名行列保存会と町とが連携し、次世代を担う子供たちへの伝統を残す取り組みに努めております。今後も連携した取り組み支援を継続して進めてまいります。

次に、3点目の今後の県内外の自治体との産業、文化等の交流についての御質問についてお答えいたします。まず、これまでの大名行列における自治体と

の交流ですが、過去松田町から北海道美幌町に足柄奴が伝わっている歴史を縁に、平成3年から両町の交流がありましたが、平成20年からは交流がなくなっています。このほかには、平成26年に東京都品川区のしながわ宿場まつり、平成21年、昨年の令和元年に山形県河北町の谷地どんが祭りに松田大名行列の保存会が招待されています。さらに、平成29年には、相模原市小原宿本陣祭での小原宿本陣大名行列、静岡県磐田市のいわた大祭りでの遠州大名行列との共演が実現しました。また、平成29年のまつだ観光まつりでは、松田大名行列に加え、静岡県磐田市の遠州大名行列と神奈川県相模原市の小原宿本陣大名行列が参加し、華やかに彩りを添えるなど、全国各地の祭りごとで本町の大名行列を通して文化交流を図ってきております。今後もこうした自治体と産業や文化等の交流の機会があれば検討していきたいと思っております。

また、現在、本町では、姉妹町である横芝光町との互いの発展と向上に資するため、産業、防災、文化、スポーツなど、さまざまな分野で交流を深めております。これからも両町の絆を深め、相互の町の交流により、世代間の交流や居場所づくり、人づくりにつながる取り組みを推進してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。以上でございます。

3 番 内 田 御答弁ありがとうございました。ただいま、教育長の大名行列の歴史並びに無形文化財の御認識につきましては、よく調べて御答弁されたと、そのように感じております。

また、大名行列の歴史については、残念ながら詳しい文献というのはほとんど残ってございません。大分前にお亡くなりになりました井上清氏が御自分で調査、研究をされ、また先人からの話をもとにしたものが、教育委員会が発行している「松田の史話」及び「まつだの歴史と文化財」等書かれております。明治の初期から100年以上、現在まで引き継がれていることに鑑み、井上氏が書かれたものが真実であるということを今後捉えていって伝承しなければいけないと、そのように考えております。

そこで、一つお伺いいたしますけど、先ほど教育長からもお話がありましたけど、現在、生涯学習係のほうで中学生を対象に民俗芸能伝承教室を実施されておりますが、これにつき、私も当初からずっと携わってございましたが、実は

ここ数年気になっていることがございます。それは年々参加者が減少しているということです。これは事実かどうか、ちょっと私では定かではありませんが、中学生が地域社会活動に参加すれば高校入試等の際の評価の対象になっているということが数年前からあったんですが、それが近年その制度が見直されたと同時に参加者が極端に減ってしまったということです、その制度があったということは事実でしょうか。

教 育 課 長 参加人数につきましては、議員さん御指摘のとおり、平成20年度の32名が最も多い参加でございました。その後、平成23年度まで比較的早い段階に参加人数が、学校から提出された名簿で参加人数が多かったというような現状がございました。

先ほど入試制度で地域活動が、地域社会に参加することで評価の対象になるといったことですが、これは、平成24年度に入試制度が改められました。その前には、24年以前は、前期と後期といった入試制度が分かれており、前期試験を受ける際に内申が重視されていたこともございまして、地域の行事に参加する生徒も多くいたと、こういったことで推測されます。その後、平成25年度から議員さんの御指摘のとおり参加者が10人台となりまして、平成30年度は9人と最も少なくなった現状がございました。これは、生徒自身が塾などに通うなどの多忙化などにもよると思いますが、年々減ってきましたが、今年度、令和元年度につきましては20人の参加ということで、おかげさまで増加したような経過があります。以上です。

3 番 内 田 ありがとうございます。今の御答弁では、平成24年度までということで、そういう制度があったということなんですけど、やはり当初の教育委員会のこの伝承教室の狙いというのは、町のこの伝統文化を若いうちから体験していただき、後世に継いでいっていただきたいというのが一つの大きな目的だったと思うんですけど、なかなか今言ったような、その入学のときの評価のためというあれが強かったのかなと、私もこの指導をしている中で強く思ったわけがございます。

それともう一つ、この学校の、中学校の考え方もいろいろありまして、その当時の校長先生の考え方によって参加者の人数が大きく左右されたというのも

事実でございます。この事業に非常に理解がある校長先生のもとでは、積極的に生徒に声をかけて参加者を募ってくださる先生もおられたんですけど、全くというほど無関心な先生も当時おられました。今後、この伝承教室を続けていくとするならば、参加者の確保について、今後どのような考え、方法をとっていくのか、お聞かせください。

教 育 課 長 内田議員の御説明にあったとおり、年によってはなかなか人数も集まらず苦慮したこともございました。そういったときは、特定の運動部に頼りだりして何とか人数を確保した経過もございました。今年度の中学生を集めるチラシの中では、松田に住んでいるなら郷土の文化を体験してみたいはかがでしょうかといった、こんな呼びかけをしております。これは、子供たちが地域の文化を知り、興味を持ち、実際に体験、参加、発表する取り組みを通して、担い手の育成や、伝統文化や芸術の次世代への継承と、地域、つまり町へ愛着を持っていただきたいという狙いがある、チラシにそういったことを書かせていただきました。

学校の先生によって熱の入れ方が違うというようなこともございましたが、今後は、これまで以上に学校と連携した上で協議をして、なるべく大名行列に参加して文化を継承していただけるように教育委員会としても努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

3 番 内 田 ありがとうございます。先ほど、教育長の歴史認識の中でもお話がありましたけど、現在、今、幼稚園生、小学生、中学生、大人といったこの4世代が一堂に会するこの大名行列は、ほかの地区にはまずないと思います、全国的にも。それが最初私たちが取り組んだときに、各世代の子供たちが一堂会してこの町の無形文化財を大切にしていこうという取り組みが今実って、行っているわけでございます。ぜひ今後とも伝承教室の意義を、生徒それから学校にも十分御理解いただき、継続していくよう、よろしく願い申し上げます。

次に、補助金の関係等でございますけど、御存じのとおり、大名行列の運営につきましては、町からの補助金と町民からの会費によって賄われております。会費徴収につきましては、先ほど教育長もおっしゃいましたけど、これは自治会長等が各地区のところを回ってお願いして集めているわけですけど、以前は

それほど苦労しないでも協力していただいたということですけど、近年、簡単に言えば、おじいさん、おばあさんがいられたときは、はい、はいという形でくれたところが、もうだんだん世代がかわって若い世代の家になったときには、もうなかなか理解してもらえない。もう私はいいですという方と、反対に、この地区には大名行列は来ないのに何で出さなきゃいけないのというようなことをおっしゃる方もいて、なかなか苦労しているということを聞いております。

現在、町の補助金は、一番最初は100万円、それから90万円に減額され、今から十数年前には75万円ということで、現在もその75万円の補助金をもらっておりますけど、それ以降見直しはされていませんけど、近年は、その大名行列に出た場合の消耗品、特にわらじとか足袋、その他消耗品の価格も高騰しており、クリーニングに至っては、町の補助金の80%にも達していると伺っています。80%といたら60万ですね。それほど特殊な衣装ということで、クリーニング代が高くなっているということで、今後、町のシンボルでもある大名行列を絶やすことなく後世に伝えていくため、補助金の増額等、なお一層の支援をしていただくお考えはございますか。

教 育 課 長 ただいまの御質問のとおり、現在補助金につきましては、十数年前から75万円ということで交付をしております。ただ、平成29年度、先ほど答弁もありましたが、他町交流の際には100万円といった、特別な事業をやった場合は増額した経過もございます。この補助金は、御質問ありましたとおり、消耗品のほかにですね、事業費、管理費、修繕費、資料作成費、こういったものに補助金が充てられております。消耗品、なかなか特殊なものでもございますので、新しく会長もかわったこととございますので、その辺はよく会長ともお話をしまして、補助金の継続をしてみたいと思っています。また、内容につきましては、会長ともよくお話をし、情報交換をしてみたいと思っています。

3 番 内 田 ありがとうございます。そうですね、消耗品の場合はね、先ほど私が言った消耗品の場合は、買えばできるんですね、わらじにしる足袋にしる買うことができます。ただ、御存じのとおり、大名行列の道具というものは、もう昔から使っている古いものでございまして、一旦壊れた場合ね、その修繕料、また修繕がきかない場合は新たに作成する場合、相当な金額が予想されます。そうい

う面からも、今すぐどうしろというわけではございませんけど、そのときになって、これは保存会でやってくれという、なかなか無理な場合もございますから、その点についても今後前向きに御検討してくださるよう、よろしく願いいたします。

次に、質問の3番について再度質問させていただきます。大名行列も近年、県内外さまざまな自治体から出演依頼があり、遠くは、先ほども教育長おっしゃってますけど、北海道の美幌町、そして昨年9月には、これは町長も同行していただいて参加していただきましたが、山形県の河北町の全国奴まつりにも参加しました。この奴まつりは、第1回目に呼ばれて、去年で2回目、再度御招待されたものでございます。また、一昨年は静岡県磐田市、それから相模湖町の小原のお祭りにもここにいらっしゃる田代副町長、また前教育長の吉田教育長も御同行されて、田代副町長が皆さんの前で御挨拶していただき、今後何かのときの交流を持ちましょうという御挨拶をしていただきました。その他県内数々の催し物にも招かれています。これらは松田町にとってすばらしいPRにもつながっていると思われまますので、今後、青少年の交流、または産業、文化の交流を積極的に図っていき、それらの自治体とのつながりを一層図って行っていただきたいと思っております。再度御答弁をお願いしたいと思います。

教 育 課 長 全国各地の大名行列を通しまして、イベントに参加したりすることもございまして、町の一つの売りになっていると思っております。また、町のマスコットキャラクターにも大名行列の顔がマスコットとして認定されたところもございます。文化を継承する教育委員会からの立場としましては、文化を継承する、伝承するというのは大事なことでございますが、そういった観光からの面を通しまして、これまで交流してきた市町とどういったことができるか、取り組みをどういったこと、それが相互の町にどのようなメリットにつながる取り組みができるかというのを十分に検討してまいりますので、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

3 番 内 田 そうですね、その交流、他県、他自治体との交流で、過去に一番顕著にあらわれたのが北海道の美幌町との交流だと思います。そのときは、美幌町産のジャガイモを格安で、松田役場の有志が中心になりまして、格安で分けていただ

き、それを産業まつりで販売しました。たしか最初のときは4トンかな。4トンを、400箱、10キロ400箱を4トン仕入れて、輸送料はただでいいということで、北海道から4トンを運んできていただいて、11月の産業まつりに初めて出したところ、大好評ですぐにでも売り切れてしまったということがございます。それが3年ぐらい続いたのかな。そういう事例もありますから、これも観光の、文化もありますけど、観光の一つの狙いとしてね、今後ほかの町、先ほど言った磐田市なんかも、皆さん御存じのとおり、スポーツが非常に盛んな市です。ラグビー、サッカー等も盛んな市でありますから、やはりそういうのを青少年の交流の場として使ってもいいのかなと、そのように思ってますから、そういった意味で、今後も松田町のPRも含めて、ぜひ検討していくことを切にお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第4号、内田晃君の一般質問を終わります。

課長の入退場まで暫時休憩します。課長が入場次第、再開いたします。入れかえをお願いします。 (13時59分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時01分)

受付番号第5号、古谷星工人君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 古 谷 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。受付番号第5号、質問議員、第2番 古谷星工人。件名、農業振興について。

要旨、農業の最重要課題は、従事者の高齢化、担い手不足、有害鳥獣被害、ヤマビル被害など、さまざまな要因によって農業を取り巻く環境は厳しくなるばかり。課題も山積しています。次のことについてお尋ねいたします。

(1) 耕作放棄地について。最新の耕作放棄地の筆数、面積、解消に向けた取り組みはどうか。

(2) 有害鳥獣対策について。被害の状況、対策、今後の取り組みはどうか。

(3) 茶の振興策について。茶園減少を抑えるための施策、取り組みはどうか。

お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

町 長 それでは、古谷議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。まず、本町の耕作放棄地の状況であります。農業振興地域内農用地では、約3,000筆

の農地、174.7ヘクタールのうち、平成29年度は35.9ヘクタール、平成30年度は46.6ヘクタール、本年度の調査結果は51.3ヘクタールが耕作放棄地となっており、年々増加しております。その理由として、高齢化や後継者不足による担い手が不足しているのが主な理由でございます。

対策の一つとして、近年では、農地を貸し出したい農業者が増加傾向にありますので、このような農地の貸し借りの仲介を行う機関として農地中間管理機構が設立され、農地の貸し借りについて円滑な手続ができるような体制を神奈川県農業公社との連携により推進しております。この制度を活用することにより、効率的な農地の貸し借りが可能となっておりますが、農地を借りたい方が少ないという現状でもあります。

そのようなことから、町では農業委員会において議論を重ねた結果、具体的な施策として、新たな農地の取得や農地の貸し借りを行いやすくするため、令和元年4月より農地の取得や貸し借りをする下限面積を20アールから10アールに引き下げ、利用促進を図っております。

さきに述べましたとおり、耕作放棄地は増加傾向にあり、農業が厳しい状況に直面している中ではありますが、その対策の一つといたしまして、町では現在寄地区において人・農地プランをより実質化されたプランとするため、人・農地プランの実質化の策定を進めております。本年度は、寄地区においてアンケート調査を実施したところ、348件中147件の回答があり、アンケートの結果につきましては、農地に対する考え方として、現状維持との回答が64%、農地を貸し出したいとの回答が36%でございました。また、後継者に対する考え方として、後継者のめどはついていないが65%と、半数以上の回答でありました。このアンケート結果をもとに、今後地域で話し合いを行い、地域農業における中心経営体と地域における農業の将来のあり方などを明確化し、農地を集約・集積して、借りたい方と農地のマッチング化を農業公社において図ることにより、効率的な農地の貸し借りが実現できるよう、地域の皆様の御協力をもとに策定を進めてまいります。

そのほか、耕作放棄地対策に係る町の対応としましては、耕作放棄地となっている農地を新規に取得、または借り受けて農地へ復元するための補助金とし

て、本年度新たに耕作放棄地解消対策事業費補助金を制定し、予算化しており、この補助金を広く活用していただくため、広報まつだや町ホームページで周知しているところでもございます。

また、県の補助金事業といたしまして、里地里山保全・再生事業補助金を活用し、宇津茂地区と土佐原地区の2つの団体が景観植物を植栽し、地域の里地里山の保全活動を行いながら農地の有効活用を図っておられます。なお、令和2年度から新たに弥勒寺地区においても活動が予定されております。町もこの事業のサポートを行いながら、里地里山事業を通じて地域農業の活性化を図ってまいります。今後も里地里山保全事業をほかの地域でも活用していただけるよう取り組むなど、耕作放棄地を少しでも解消していけるよう、今後も地域や関係団体と連携協力を行いながら耕作放棄地対策に引き続き取り組んでまいります。

2点目の御質問にお答えをさせていただきます。過去3年間の農作物の被害状況といたしましては、平成28年度は被害件数5件、被害金額83万円、平成29年度は被害件数4件、被害金額19万円、平成30年度は被害件数21件、被害金額580万円となっております。この被害状況は、被害届を提出された集計でありますので、実際はもっと被害があるものというふうに認識しております。

そのような中、町では、総合的な対策の推進等を目的とした松田町有害鳥獣被害防止対策推進協議会を平成29年度より設置しており、協議会の隊員55名で構成される鳥獣被害対策実施隊で有害鳥獣の捕獲推進に取り組んでいただき、素晴らしい成果を上げていただいております。

また、平成29年より新たな担い手となるハンターの掘り起こしを目的としたハンター育成事業を実施しております。この事業は継続して実施しており、約3年間の間に新たに14名のハンターが誕生しております。今年度においても座学やわな猟体験、ジビエ料理体験などを通して、若い方が親しみやすくなるきっかけとなるよう、先輩ハンターの体験談を聞いたり、意見交換などの場を提供するなど、狩猟免許取得に興味を持っていただき、少しでも多くの方に狩猟免許を取得してもらえるよう、新人ハンターの発掘やハンターのスキルアップを図るための事業を展開しております。

有害獣被害防止対策に対する補助制度として、自己の農地に設置する防止柵に対して補助される有害獣防止柵設置材料費補助金や、狩猟免許取得者に対して補助される狩猟免許取得費補助金制度もあります。そのほか、捕獲の迅速な対応を行うため、農業者等から町に農地へのわなの設置の希望やとめ刺しの相談があった場合、猟友会の皆様方に御協力いただき、わなの設置やとめ刺しの御協力をいただけるよう連絡体制の構築を行っております。この対応を農家や関係者の皆様方に知っていただくため、「広報まつだ」の掲載やホームページなどで周知に取り組んでおります。

この取り組みを今後もさらに強化していくため、猟友会の皆様方の御協力初め、農家の方々からの情報収集に努め、連携を取り合い、有害鳥獣の被害減少に引き続き取り組んでまいります。今後も被害を及ぼしている加害個体の現状について、地域の方々の御協力により現状把握に努めていき、猟友会を初めとする関係機関、団体と連携を強化するとともに、ジビエの普及促進にも取り組んでいながら有害獣対策を進めてまいります。

3点目のお茶の振興策についてお答えいたします。本町のお茶の現状といたしましては、平成21年をピークにお茶の栽培は減少の一途をたどっており、全盛期から半減するなど、現在は約13ヘクタールの栽培となっております。この減少は、茶業従事者の高齢化や後継者不足による担い手不足が大きな要因の一つとなっております。お茶は本町の大切な基幹産業であり、地域農業の活性化には欠かせないものとなっております。現在、お茶の手入れができていないお茶畑は、地元の生産組合の有志の方で構成されている協力班によってお茶畑の管理や、お茶狩りができないところをかわりに管理していただいている体制を構築されております。

また、人・農地プランの中心経営体としても位置づけられている認定新規就農者がお茶畑を借り、お茶の栽培をいただいているなど、お茶畑が耕作放棄地とならないよう、寄地区全体で取り組みをしていただいております。そのほか、JAにおいても年々減少し続けている茶園に歯どめをかけるため、講習会や研修会を開催し、新たな担い手、受け手の確保につなげていくため、取り組みなども行っております。

令和元年6月には、松田町のお茶の魅力アップを図るべく、松田町産「丹沢大山茶」としてブランド認定いたしました。近年では、お茶刈りなど含めた農林体験ツアーなど、体験型観光に人気が集まる傾向があることや、農山村地域ならではの魅力があることから、農泊事業にも取り組んでいるところでもございます。都市部からも近く、アクセスに優れている本町の農園を観光農園化するなどにより、農家民泊と連携することで、滞在型観光農業として展開することにより交流人口が増加し、イメージアップにつながると、相乗効果を期待をしているところでもございます。松田町においては、お茶に限らずミカンなどの農業振興について喫緊の課題となっておりますので、今の時代に合った課題に対応していくことが必要であるとも考えております。

町では、第6次総合計画の目標に掲げております農産物の6次化の推進、松田ブランドとしての付加価値や、地産地消や体験農業を展開していくとともに、あわせて有害鳥獣駆除事業等を行うことによって、今後も引き続き荒廃地対策にも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

2 番 古 谷 御答弁ありがとうございました。それでは、二、三点ですね、お伺いしていきたいというふうに思います。

耕作放棄地の件なんですけど、年々ふえているということで、平成31年度は51ヘクタールというような今報告がありました。この耕作放棄地と荒廃農地、この違いをちょっと確認していきたいと思っておりますけども、耕作放棄地はですね、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えがない土地というふうに出てました。荒廃農地とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能になっている農地再生が可能な荒廃地、再生困難が見込まれる荒廃農地というふうに出ておりました。今、荒廃農地ということで、51.3ヘクタールということでわかりましたけど、この耕作放棄地と荒廃農地との境目というか、何ヘクタールかという数字がわかればですね、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

参事兼観光経済課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきますと、今現在ですね、先ほどお知らせさせていただきました数値につきましてはですね、農業委員会の委員

さんがですね、毎年10月から11月にかけてですね、農地のほうの調査をさせていただいている数字になってございます。その中でですね、特に今現在出している数字は、あくまでもですね、耕作をしているか、それから耕作をしていないかの、この2つに分けた中の数字になってございます。今現在ですね、今、例えば議員御質問のありましたですね、その中でもう木とか混雑木しちゃっているのはどういうところか、それからですね、まあまあ少し手を入れればまだまだ農地として復活するような形の農地とか、その辺についてですね、今、今後、その調査をもとにですね、今その数字とですね、今後ですね、そこ、特に寄地区につきましてはですね、その点について今度図面の中に落としていながら地元の方と調整をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございます。非常にここ、大事じゃないかと思います。もう全然ぼさぼさでできないようなところに皆さんが手を入れてもですね、非常に開墾したり何だりするような状況になってきますので、大事なところだというふうに思います。

それで、今までに耕作放棄地をですね、整理して畑に戻ったとか、その畑に戻ったところで作付けをしたとかという何か情報があればですね、ちょっと伺いしたいというふうに思います。

参事兼観光経済課長 ここ3年の成果の中ではですね、今現在、特にまだですね、この耕作放棄地をですね、きれいにされて農地に戻して実施をされている農家というのはまだございません。先ほど町長答弁でもありました、耕作放棄地の対象のですね、補助金制度につきましては、今年度から施行させていただいておりますので、期待をしているところです。以上です。

2 番 古 谷 それでは、もう1点ですけども、その耕作放棄地でですね、茶園もありますし畑もあります。水田も若干ありますので、この辺の内訳、今の状況じゃ出てないかとも思うんですが、茶園もですね、この後また質問させていただきですけども、大分荒れた面積がふえてきておりますので、この辺、大体の勘で結構ですので、何割ぐらいとかがわかればですね、ちょっと教えていただきたいと思います。

参事兼観光経済課長 申しわけございません、細かくは出てございませんが、大きく分けましてですね、先ほど説明させていただきました51.3ヘクタールのうちにですね、松田地区が約15ヘクタール、それから寄地区が36.2ヘクタールということですね、寄地区のほうが大きくなっているということですね、現地のほうに行きますとですね、やはり一番大きいところがですね、やっぱり畑がそのまま荒廃地になっている部分と、それから今おっしゃっていただいたような樹園地、それから栗等とかが植わって、それからお茶等が植わっている部分ですね、約、これは、すいません、あくまでもイメージなんですけど、やはり半々ぐらいあるかなというふうに感じているところでございます。以上です。

2 番 古 谷 それでは、もう1点だけ。耕作放棄地を改修するに当たって、地主さんは当然もうできないので荒れちゃってるというような感じだと思います。これをですね、作付けができるような状態に持つていくためにですね、作付けができる状態に持つていって、つくってくれる人がいれば一番いいんですけども、その辺も含めてですね、何か今後、ことし、本年度補助金であるということですが、活用した中でですね、何かどのように進めていくか、何かお考えがあったらお聞きしたいと思います。

参事兼観光経済課長 ただいまですね、御質問の今後の対応ということになりますが、寄地区につきましてはですね、先ほどいろいろ農地ですね、アンケート調査をさせていただきました。そのアンケート調査結果に基づきましてですね、ここですね、先ほど御説明してましたように、耕作放棄地、今言っていたいた戻らないような耕作放棄地と、それから、まだまだ少し手を入れれば戻る荒廃地の色、それから今はまだ畑で頑張っていたところ、そういうようなところをですね、農地を全部図面に落としまして、それをですね、もとにですね、地域で今後これからどうしていきましょうかと。今おっしゃっていただいたように、今後その畑、私、やってもいい人というのがあらわれてくれるのか、そういうところも含めてですね、今後その、まず今年度中にですね、それを図面化いたしまして、来年のですね、もうすぐ4月になりますが、その当初に進めていきたいと、話し合いを進めていきたいと考えて

おります。以上です。

2 番 古 谷 ありがとうございます。それで今、耕作放棄地なんですけども、解消ができてですね、作付けしていくに当たっては、獣害の被害に遭わない作物、またですね、そういう研究もしていかなきゃいけないかなという時期に来ていると思いますので、令和2年度についてですね、いろいろ検討のほうをよろしく願いしたいと思います。

それでは、次の有害鳥獣対策になります。この件ですけども、先ほど町長さんのほうから報告があったとおりですね、届け出があったものだけですので、被害の状況はまだまだいっぱいあろうかと思います。作物だけではなくですね、夜、車で移動してますと、シカが飛び出したりして車両にも結構事故があったというように聞いておりますし、大変な事故になる可能性も考えられます。特に、去年は山に食べ物がなかったということで、イノシシの被害が非常に多かったというように聞いております。私も少しサツマイモをつくったんですが、ウリボウのちょっと大きいぐらいの毎日入れまして、もう全滅というような状況ですね、生産意欲をちょっとなくした時期もありました。松田町においてもですね、シカとイノシシが非常にふえているということを知っておりますし、猟友会の方々が休日を返上してですね、有害駆除を行っていただいておりますけども、なかなか追いつかないのが現状かなというように思っております。

それから、有害鳥獣の現状としては、銃とわなが中心ですけども、最近、助成金等がありましてわなの取得者がふえているということで、この方々がですね、捕獲した場合にですね、そのとったものの命を有効に生かす必要があるということで、先ほどジビエというような言葉も出ておりました。これをジビエにするに当たってはですね、衛生面での管理が非常に大事じゃないかなということで聞いております。そういった中で、そのジビエを処理する施設等をですね、ちょっと計画があるような話を聞きましたので、その辺、具体的に何かあればですね、ちょっとお話しをしていただければというように思います。

参事兼観光経済課長 ただいま御質問のジビエ処理場につきましてはですね、今現在ですね、候補地等をですね、探してましてですね、松田町でもですね、実際にその処理場

が、加工処理場がですね、可能かというようなところですね、いろいろ建物を建てるためにはその建築基準法、それからですね、その処理のためのいろいろな法等のですね、クリアしなければいけないというところがありますので、その辺について今現在ですね、煮詰めのほうをさせていただいているところと、また、今後ですね、関係者と相談をさせていただくというところになってございますので、もう少しですね、具体的な方向になりましたらですね、またその点については当然予算措置等の関係もございまして、またですね、皆様のほうに御報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

2 番 古 谷 見込みとしては、近々一、二年のうちということで理解させてもらってよろしいでしょうか。

参事兼観光経済課長 ちょっと私が言うのも何なんですけど、ぜひそのつもりで頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひですね、よろしく願いいたします。

2 番 古 谷 待ち望んでいる施設ではないかと思っておりますので、できるだけ早くですね、施設ができるように、よろしく願いしたいと思っております。

それから、わなの、柵の設置材料補助金、これはちょっと30年度の決算を見ましたら14万3,000円ということで、60万の予算が取ってあって、これぐらいの実績しか出てなかったんですけども、なかなかですね、PRも足りないからこういう状況になっているのかなというような気もします。それと、あと農家の方、結構廃材を利用してやっておられますので、この補助金を使わないでもできちゃってる人もられるかもしれませんが、いい補助金ですのでですね、PRをしてもっと使っていただければなというように思います。

それでは、3つ目のお茶の関係に入らせていただきます。過去の話になってしまいますけども、寄地区の過去のお茶の生産量はですね、農協への荒茶の出荷額で約9,000万ぐらいありました。一番ピーク時です。昭和の終わりころだったと思いますけども、ありました。そのころの面積が27ヘクタールぐらいです。先ほどありましたようにピークで、今は13ヘクタールぐらいということで、先ほどの町長さんの答弁のほうでありました。実際は13ヘクタールということなんですけども、実際に販売を目的とされている面積というのは、その半分ぐら

いまで減ってきているというふうには伺っています。

それから、茶園の担い手が減少する中で、丹沢大山茶という先ほど言葉が出ましたけども、方が寄で1ヘクタールぐらいですか、借りて耕作しているというような話ですけども、まだまだこれを、茶園の減少、担い手不足を解消するにはほど遠いんじゃないかなというふうに考えております。

それで、これだけ茶園収量が減ってきますと、荒茶工場の運営にも大分影響が出てくるんじゃないかなというふうに考えておりますので、今後はですね、その対策として、今、宇津茂のほうで共同作業をやっている方がいられますけども、さらにそれを発展してですね、共同で作業を行うグループだとか、受託グループだとか、そういうものの育成とシステムづくりが必要かなというふうに思っております。

それから、国の補助メニューにもですね、茶園改植支援事業というのがちょっと農水省のホームページ見てましたらありまして、どうも松田町にも対象になりそうな事業がありますので、この辺は調査・研究をしていただいて、寄のですね、茶園、茶業が活性化するようによろしくお願ひしたいと思っておりますけども、その辺のことについて、補助メニューを使ったことができるのかどうか、ちょっとお伺ひしたいというふうに思います。

参事兼観光経済課長

ただいまの改植事業につきましてはですね、確かに国庫補助事業等がありますので、もし手を挙げていただける方等がありましたらですね、我々のほうもですね、よく県または国のほうとですね、調整をさせていただきながら、その補助金が導入できるようなですね、体制づくりに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

2 番 古 谷

それでは、町単独ではなかなか難しいかなと思っておりますので、関係機関と連携をとった中で、そういうメニューをうまく活用した中で活性化のほうに進めてもらいたいというふうに思います。

それから、最後、要望になりますけども、神奈川県茶業振興大会が来年松田町で行われるという話をちょっと伺いました。茶業振興大会総会で最終決定だと思っておりますけども、各市町持ち回りでやっております。来年は、令和2年は松田町で行われるということで、ここでは、足柄茶品評会だとか茶園共進会

の表彰式等が行われます。当地で行われて上位入賞者もないというのもちょっと寂しいような気がいたしますので、この辺は、JAの茶業運営委員会とですね、連携をとった中で、今からですね、ちょっと上位入賞ができるような取り組みをしていただければというように思います。これは要望ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第5号、古谷星工人君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。14時40分より再開いたします。 (14時29分)

議 長 それでは、休憩を解いて再開します。 (14時40分)

受付番号第6号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願ひます。

7 番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、通告に従ひまして一般質問をさせていただきます。受付番号6号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、高齢社会に向けた施策の充実について。

要旨、松田町第6次総合計画の基本計画には、「元気あふれ心かよう長寿の喜ぶ町を目指し要介護状態にならないように介護予防施策の充実と元気に生きがいを持って生活できる地域を実現していきます」とあります。そこで次のことを伺ひます。

(1) 高齢者が地域で集まり、運動や会食、趣味などを楽しむ通いの場を地域支援事業との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの充実に向けての取り組みが必要と思ひますが、お考えを伺ひます。

(2) 認知症の予防、重度化防止のため、認知症の早期発見・早期対応の支援体制を包括的に行う認知症初期集中支援チームにつなぎ、適切な医療・介護サービスなどが速やかに行える取り組みの強化が必要だと思ひますが、本町のお考えを伺ひます。

よろしくお願ひいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシ

テムの構築の実現を目指した取り組みを推進し、町の介護保険事業計画などに位置づけ、地域支援事業を実施しているところでございます。

議員の御質問にあります「通いの場」については、平成26年の介護保険法改正において、地域支援事業の充実を図る中で、「通いの場」等の取り組みを推進するため、地域支援事業の中に一般介護予防事業が設けられました。さらに昨年、国においては一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会において、今後求められる機能を実現するための方策が取りまとめられ、その中に、「通いの場」の具体的な事例が示されました。それによれば、介護保険の担当以外の部局が行うスポーツや生涯学習に関する取り組み、高齢者だけでなく、多世代が交流する取り組みなども「憩いの場」に含まれる旨が示されました。

町といたしましても、従来からの取り組みであります火曜体操やはつらつ運動教室、介護予防サポーター養成講座、現任研修、地域の茶の間などに出向く出前型介護予防教室など、地域の実情に合わせ行っている取り組み以外にも展開が可能なことから、今後示される国の方向性や動向に十分注視しながら連携を図りつつ、スピード感を持って一般介護予防事業を展開し、包括ケアシステムのさらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の認知症に関する御質問にお答えをさせていただきます。認知症施策に関する総合的な計画である認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランが平成29年に改定され、その中には、今から5年後の2025年には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になるという試算がされており、認知症の方が認知症とともに、よりよく生きていくことができるような環境整備の必要性や認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が求められております。

議員御質問の中にあります認知症初期集中支援チームとは、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等の提供を行うため、複数の専門職が家族などの相談により、認知症が疑われる人やその家族を訪問し、家族を支えるなどの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのことであり、松田町においても認知症サポート医を初めとし、保健師、看護師、社会福祉士等で構成されたチームにより、初期集中支援を行っております。

このチームの役割は、早期に、そして一定の期間、事業者や家族のサポートをすることであり、素早いアプローチが何よりも大切でございます。認知症の初期対応は、御家族の方、地域の方、自治会長や民生児童委員さんなどからの情報提供や相談がきっかけとなり、早期の支援につながることも多く、実績もあるところでございます。町民の皆様に、広く認知症の理解を深めていただき、それぞれがつながっていくことが大切で、情報が町に届きやすくなる第一歩だとの考えから、一人でも多くの方に認知症とは何かを知ってもらい取り組みとして、認知症サポーター養成講座の実施に力を入れております。実績といたしましては、平成20年度より86回、延べ1,800人以上の方に受講していただいております。今年度もあと2回開催する予定でございます。この中には、警察や金融機関、商工関係者なども含まれており、生活のさまざまな機会を通じて声かけや見守りをし、町に情報が届く仕組みとなっており、実際に支援につながっているところでもございます。また、認知症の当事者ととも、御家族の方を支える環境を整える観点から認知症カフェを開催し、サポートを継続してまいります。

今後に向けた取り組みといたしましては、さまざまな機会を捉え、講座を開催し、多分野・多世代のサポーターをふやし、人材養成を通じて情報把握につなげ、初期集中支援を強化してまいりたいと考えております。地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく中で、地域づくりの推進という観点からも介護予防に加え、認知症施策にも町への期待は大きくなっております。今後、地域共生社会の実現に向けて昨年3月に策定いたしましたふれあい計画の理念である「ふれあい、支え合い、笑顔あふれる松田」を目指し、住みなれた地域で誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、さまざまな備えをし、暮らしやすいまちづくりを推進してまいりますので、今後とも御協力のほど何とぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

7 番 南 雲 最初に、1番目の再質問のほうにやらせていただきます。人類で最も長く生きた方はジャンヌ・カルマンさんというフランス人の女性で、122歳でお亡くなりになったそうです。人口統計学上では、110歳から115歳ぐらいが人類の寿命の限界ではないかと言われております。国では、令和2年度から75歳以上の高

齢者を対象に、フレイル検診を実施することになりました。フレイルとは、健康な人より心身が弱っていますが、介護までは必要としない中間の状態を言います。フレイルを防ぐには、バランスの取れた食事と運動、さらには社会参加が大事と言われています。社会参加で人とのつながりや生きがいをつくることによって介護予防につながると言われています。閉じこもりなどで、何らかの支援を要する方を介護予防につなげる地域支援事業が町としてありますが、特に社会から孤立した方の社会参加はとても難しいことだと思いますが、その方が医療・介護が必要になったときに、スムーズにつなげられる取り組みの強化が必要だと思います。町として、そのような方の対応はどのようにお考えになっているのかを伺います。

福 祉 課 長 それでは、南雲議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。社会参加が介護予防につながるというのは、確かに、まさにそのとおりでございます。町もさまざまな機会を通じて、高齢者の方に社会参加というのを促しております。現在、地域の茶の間です、ふれあい相談員の方に、また参加者同士です、お誘いいただき合っていたりですとか、またシニアクラブの会員の方同士です、レクリエーション活動への参加のお誘いをしていただいたり、また民生委員児童委員の方による地域の見守りや訪問などといったものを通じて、さまざまな方が、さまざまな機会を通じて社会参加への促進をしているところでございます。

議員御質問の社会的に孤立している方という方への対応、スムーズに介護につなげるための取り組みの強化でございますが、行政として、私ども行政として大切なのは、やはり情報の把握だというふうに考えております。それには、常日ごろからの横連携と申しましょうか、コミュニケーションが大切だと考えております。地域にお住まいの方々ですとか、ふれあい相談員の方、また民生委員児童委員ですとか、ケアマネジャー、自治会役員の方々、我々行政職、また社会福祉協議会の職員です。そういった、いわゆる地域における地域福祉の推進を主体的に行う人材。いわゆる地域福祉コーディネーターといわれる者でございますが、そういった地域福祉コーディネーター同士の横のネットワークづくりというのが、やはり大切かなというふうに考えております。その密度

が濃くなっていけば、困っている方、社会的に孤立している方の発するですね、わずかなSOSを捉えることができるのではないかとというふうに考えております。今後も、活動に従事されている方々のネットワークを通じて、より効果的な、そういった方々の発するSOSを捉えていきたいと。そういった方々を介護予防ですとか、フレイル予防につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 松田町でも…そうですね、5日間ぐらいたったおひとり暮らしの方が亡くなっていたということで、心から御冥福をお祈りしたいと思いますけれども。そのような悲しいことが、これからやはり防いでいかななくてはいけないなということ、すごく感じました。今おっしゃっていただいたように、やっぱりコミュニティを大事にしていく。それが本当にすごい大事なことになってくるかなとは思っています。

次に、地域の茶の間活動に、今お話もございましたけれども…について触れていきたいと思えます。ふれあい計画に地域の茶の間活動の開催…問題点として、活動内容や参加者の拡大が課題とあります。町として、この課題に対してどのようにお考えになっていくのかをお伺いたします。

福 祉 課 長 地域の茶の間、現在活動…登録が19カ所ございます。大体月に1回、もしくは2回、多いところで月4回開催しているところもあるようでございます。先般、社会福祉協議会のほうで地域の茶の間の情報交換会ということで、地域の茶の間を実施していただいている方々の、実際の声聞いてまいりました。確かに議員おっしゃるように、高齢化であったり、マンネリ化であったり、参加者の固定というのが課題だというふうに承ってまいりました。しかし、ある茶の間においてはですね、代表者の方がちょっと体調不良で、代表者の方が交代をされました。その中でふれあい相談員さんのですね、丁寧なサポートによって、今まで以上に活性化が図れたというような声もお聞きしたところでございます。今後ともですね、社会福祉協議会であったり、運営に携わっていただいているふれあい相談員さんとですね、連携を取りながら、そういった成功事例を捉えながらですね、活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 ふれあい相談員さんもずっと長くやってらっしゃる方もいらっしゃるので、ぜひそのような先進事例みたいなものを取り入れていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

あと、次に、社協でボランティア活動として社協支え合いサービス事業が行われていますが、この事業の裾野を広げるためには、地域の茶の間の出前講座につなげられるようなものもボランティア活動としていくというようなお考えについてお伺いいたします。

福 祉 課 長 支え合い活動を地域の茶の間活動につなげることができるかという御質問かと思えます。現在ですね、支え合い協力員…こちらも支え合い協力員の登録講座ということで、2月の後半に社会福祉協議会のほうで開催をされました。その中で、御興味のある方たちがですね、15名程度なんですけども、講演会のほうに御参加いただきまして、登録に向けて、今悩んでいらっしゃる方も何人かいらっしゃると思うんですけども、前向きにお考えいただいていることと思えます。その中で、私どもといたしましては、出前型の講座がですね、体操であったり、歯科・口腔であったり、栄養指導であったり、認知症サポーター養成講座であったりということで、さまざまな出前型の養成講座を用意いたしまして、地域の茶の間とですね、支え合いサービスを通じて、出前型講座の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。その際に、支え合いサービスを利用されている方の健康状態であったりとか自立の程度に応じてですね、きめ細やかなサービスを提供していきたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 すいません。ちょっと私、聞き逃しちゃったんですけれども、今、既存の、今までやっているものを、裾野を広げないで、出前講座としてやっていくというお答えだったのでしょうか。ちょっともう一度お伺いいたします。

福 祉 課 長 町のほうでですね、準備をさせていただいております出前型講座というのは、介護予防の地域支援事業の中に位置づけられている講座でございまして、そちらのほうを積極的に地域の茶の間等でですね、どうでしょうかということで、御提案というか、御利用していただくというのの啓発でございます。

7 番 南 雲 例えば、体操にしてもいろんな体操があって、町のほうでもね、つくられた体操もありますよね。松田健康体操ですか。そういったものとか、中にはお医

者様から体操しちゃいけないとか、止められている方も、手ぐらい動かせるみたいなの、そういう軽度な体操もあると思うんですね。ですから、やはりそういったことを、やはり幅広く取り入れていくことが、地域の茶の間活動を推進していくのには必要かなというふうな、私の考えなんですけれども、その辺に対してはいかがでしょうか。

福祉課長　そうですね。議員おっしゃるとおり、地域の茶の間そのものは、先ほども申しましたとおり19カ所登録がございます。それに参加していただいている方も、男女も違いますし、自立度合いも違う方もいらっしゃるというふうに聞いております。そういった方たちに、幅広く利用していただけるようにさまざまな講座を用意して、その方たちの自立度合いに応じた健康講座等も用意してございますので、ぜひ御利用いただくように推進してまいりたいと思います。

7番南雲　ある町では、介護ボランティアの養成講座を開始し、その後に活動が効果を上げ、介護保険料が344円引き下げられたという事例がございました。私の友人は、御家族の方に了解をいただいた方の家に伺って、お話を聞く傾聴ボランティアや、笑いヨガのボランティアをやっています。それで、先ほども古谷議員の御質問にもありましたけれども、その方の御主人もAONというところに所属して、耕作放棄地にミカンの木を植え、このたび3年目を迎え、ミカンが収穫でき、販売できたそうです。今、御夫婦で忙しくしているとのことでした。このように、いろいろなボランティアがあると思います。これからボランティアの種類をふやすために、ボランティア養成講座を開催していくお考えはいかがでしょうか。

福祉課長　そうですね。ボランティアにつきましては、一義的には社会福祉協議会のほうでボランティアの登録団体ということで、何団体か登録をさせていただいております。そういった方々の支援もさせていただいております。議員おっしゃるように、傾聴ボランティアにつきましては、残念ながら、今のところまだ松田町ではないというふうに認識してるところなんですけれども、やはりこれからは、先ほども議員のほうの御提案ございましたように、孤立している方たちのお話を…孤立している方たちをどういうふうに社会参加を促していくかというのには、傾聴ボランティアなどもですね、大変有意義な取り組みだと思います。今

後、ボランティア活動のさらなる充実と拡大というのは非常に大切だと思いますので、社会福祉協議会のほうと話をしながらですね、進めていきたいというふうに考えます。以上です。

7 番 南 雲 よろしくお願いいたします。沢尻自治会で男性ふれあい会が発足されました。それで、松田の歴史を学ぶというコンセプトですが、他の自治会にも男性に独自の趣味など、例えば囲碁とか将棋等をやるようなふれあい会のグループをふやすように働きかけていってほしいと思いますが、どうでしょうか。お考えを伺います。

福 祉 課 長 そうですね、沢尻のほうで、男性ふれあい会ということで実施をされているということは、私どものほうも認識しているところでございます。先ほど申し上げました地域の茶の間の報告会の中でもですね、お話が出ました。参加させていただいたときにですね、直接責任者の方にはお話を聞くことはできなかったんですけども、不定期の開催をしており、歴史講座であったり、男性ですので防災とかですね、そういったことに対して議論をするといったような、防災の話などを中心に、盛況に開催をされているというふうに聞いているところです。今後も、私どもとしましても、今後の展開には十分…非常に期待をしているところです。地域の茶の間の中でも、男性だけが参加しているのがほかにも何地区かございます。そういった成功事例がですね、ございましたら、私どもでもほかの地域にも広げていきたいというふうに考えておりますので、今後…そうですね、成功事例をもう少しお話を伺いながら、取り組んでいきたいと思えます。以上です。

7 番 南 雲 今、男性のほう健康寿命の伸び率が伸びてるということをお伺いして、やはり男性が一度火がつくと、何かすごい勢いがあるのかなというふうな思いもしましたので、ぜひ男性のね、参加というのがすごい大事なことだなというふうに感じてますので、よろしくお願いいたします。

地域支援事業の中に、生活支援体制整備事業がありますが、ここの中には社協の方も参加されていますので、支え合いサービスの充実についての話し合いを、ここの事業で行っていただければいいかなと思えますが、お考えはいかがでしょう。

福祉課長 議員おっしゃるように、地域支援事業の中の包括的支援事業の中にですね、生活支援体制整備事業ということで位置づけられておまして、その中で協議体の設置がうたわれております。松田町のほうでも、こちらの協議体のほうをですね、会議を年数回開催をさせていただいて、松田町の地域福祉をどうしていったらいいかということで議論をしているところでございます。その中で、今年度、やはり2月にですね、この協議体の会議を1回持たさせていただきます、やはり直接的には社協の支え合いサービスを広く周知をして、皆さんに利用していただきつつ、地域共生社会ということで支え合うという理念でございますので、両方の人材、支えてもらう方も、支えられるようなこともあるんじゃないかとか、そういった建設的な意見も出ております。今後もこの協議体につきましては、何回か開催が予定されておりますので、その中で支え合いサービスの充実をメインにですね、そのほかにも移送サービスであったり、そういったサービスも含めて、地域社会に貢献できるような議論をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番南雲 今おっしゃったように、やっぱりお元気な高齢者がボランティアで輝いて、御自身の介護予防にもつながるといことにつながっていくと思います。これからボランティア活動を丁寧に構築することが、これからの高齢社会にとってとても大事なことになると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。

議長 南雲議員に、質問の項目を的確にですね、明瞭にお願いしたいと思います。

7番南雲 ごめんなさい。それでは、2番目の認知症のほうに入らせていただきます。町民の方の認知症初期集中支援チームという言葉に対する認知度は低いと思われませんが、認知症の早期発見・早期対応のためにも、広く普及啓発、広報活動を進めることが重要なことと考えますが、これに対しての御見解を伺います。

福祉課長 認知症につきましては、やはり国もですね、積極的に対応しているところでございます。先ほど町長の答弁にもございましたが、認知症の施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランに基づきまして、さまざまな施策を展開しているところでございます。松田町におきましても、認知症の取り組み、さまざま行っております。認知症カフェであったり、今議員がおっしゃられた認知症初

期集中支援チームのチーム員活動であつたりということで、実施をしているところでございます。その中で、広報活動は非常に大切でございますので、認知症のケアパスですね。こちらになります、昨年の4月に全世帯に配布をさせていただいて、その後、医療機関であつたりですね、役場の窓口に来られた方に配布をして、認知症の初期集中支援チームの対策も含めて、こちらのケアパスで広報をさせていただいてるところでございます。以上です。

7 番 南 雲 今のケアパスとともに、やっぱり認知症初期集中支援チームのパンフレットがございまして、それもあわせて…そうですね。それもあわせて、やはり置いて…置かせていただく。例えば、病院や郵便局や金融機関とか商店とかに置いて、どんどん普及啓発をしていくことがすごく大事なかなと思います。そうですね、今まで本当に、松田町としても本当に認知症初期集中支援チームというのも、神奈川県で町では一番早く手がけていただいて、本当に先ほど86回の1,800人のサポーターを養成されたということで、本当に小学校、中学校、金融機関とか。私が一番最初に一般質問したときは、新オレンジプランで学校とかに認知症サポーター養成講座をやるようになっていきますけれどもというところ、質問したときには、まだやっていなかったということで、すごい広がってこられて、御努力がすごい実ってきているなということが実感してます。さらに、やはり周知をしていただくことによって、さらにやっぱり認知症に対しての御理解をいただけるのかなというふうに感じますので、よろしく願いいたします。

認知症初期集中支援チームが設立に至った理由として、認知症の発症の早期対応のおくれで認知症が悪化してからの受診やケアが継続されず、適切なケアが受けられなかったりしたことです。こういったことを防ぐためにも、要介護認定を受けている人が介護サービスを受けていなかったり、認知症だつたと思われていても診断を受けていない方など、特に社会から孤立している方を認知症初期集中支援チームにつなぐことは、これから認知症の方がふえていくと予想されていく中で、とても大切なことになっていくかと思ひます。これから、町としての対策として考えられることを伺ってまいりたいと思ひます。

福 祉 課 長 町としての基本的な考え方ということで、認知症対応の基本的な考え方は、

やはり共生と予防と言われております。したがって、共生とは、認知症の人が尊厳と希望を持って、認知症とともに生きるという、また認知症があってもなくても、同じ社会でともに生きるという意味でございます。予防というのは、認知症になるのをおくらせるというような意味でございます。それを推進していくためには、やはり3つの柱ということで、認知症サポーター養成講座の開催、初期集中支援チームでの対応、そして最後に認知症カフェの設置ということで、いずれも現在取り組んでいる取り組みなんですけれども、今後はこちらのほうをしっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上です。

7 番 南 雲 高齢社会に向けて、これからも認知症施策に対しては見守っていかなくてはならないと思っております。それで、国のほうも認知症に対しては、基本法の策定を予定されていますので、これからますますいろいろな部分で認知症に対して体制が整っていくことと考えられます。町のほうも、しっかり認知症対策をやって、いい共生社会にしていけるようにやっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。以上で一般質問を終わりにします。

議 長 以上で受付番号第6号 南雲まさ子君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。なお、あす午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

(15時17分)